

鳥羽市における再生可能エネルギー発電事業と
自然環境等の保全との調和に関する条例

運用マニュアル

鳥羽市環境課

平成30年3月27日策定

平成30年5月1日改訂

平成30年7月10日改訂

平成30年12月18日改訂

令和元年6月1日改訂

令和元年8月1日改訂

令和2年8月5日改訂

令和3年4月1日改訂

令和4年4月1日改訂（修正箇所緑字黄色網掛け）

目 次

【本編】

1. 本制度の目的【条例第1条】	1
2. 適用事業【条例第3条】	1
3. 事業計画編(事前相談～事業計画における地域住民等への理解)	1
(1) 事前相談	1
(2) 事業抑制依頼【条例第6条】【施行規則第4条】	2
(3) 本制度以外の手続き	2
(4) 事業計画の調整【条例第7条】	3
(5) 地域住民等説明会①【条例第7条】	5
(6) 標識の設置①【条例第11条】	6
4. 認定申請編(事業計画の届出～工事における地域住民等の理解)	6
(1) 事業計画の届出【条例第8条】	6
(2) 地域住民等説明会②【条例第8条】	7
5. 工事編(工事の着工～完了)	8
(1) 工事の着工届出及び現場の確認【条例第9条】	8
(2) 工事の中止、再開の届出【条例第9条】	8
(3) 工事の完了届出【条例第9条】	8
(4) 標識の設置②【条例第11条】	8
(5) 災害又は非常事態の届出【条例第9条】	9
6. 運用編(発電事業の開始～終了)	9
(1) 毎年の報告【条例第13条】	9
(2) 立ち入り調査等【条例第13条】	9
7. 指導・助言、勧告編(勧告等～違反事実の公表等)	10
(1) 指導、助言【条例第14条】	10
(2) 勧告【条例第14条】	10
(3) 違反事実の公表等【条例第15条】	11
8. その他	11
(1) 適用事業に該当しない発電事業の標識の設置【第11条】	11
(2) 関係書類の閲覧【条例第12条】	11
(3) 本制度に該当しない事業の配慮義務【附則第2項】	11

【資料編】

1. 用語の定義一覧	資料－1
2. 事業抑制区域一覧	資料－2
3. 事業抑制依頼判断基準	資料－3
4. 事業抑制区域図	資料－4
(1) 鳥羽市自然環境関連規制図	資料－4
(2) 土砂災害危険個所地図	資料－5
(3) 臨港地区一覧	資料－6
(4) 漁業権区域図	資料－6
(5) 津波浸水想定ハザードマップ	資料－7
5. 関連する法令等一覧	資料－8
6. 事業計画の調整(条例第 7 条関連、本編P3 の資料)書類一覧	資料－16
7. 地域住民等質問内容の一例	資料－22
8. 手続きフローチャート	資料－23
(1) 事業計画編	資料－23
(2) 認定申請編	資料－24
(3) 工事編	資料－25
(4) 運用編	資料－25
(5) 指導・助言編	資料－26
(6) 勧告編	資料－26
9. 届出様式の記入例	資料－27
(1) 事前相談書	資料－27
(2) 事業抑制依頼書(様式第 1 号)	資料－28
(3) 事業抑制依頼回答書(様式第 2 号)	資料－29
(4) 事業計画協議申出書(様式第 3 号)	資料－30
(5) 事業概要書(様式第 4 号)	資料－31
(6) 立地環境に関する調査概要書(様式第 5 号)	資料－34
(7) 保守管理に係る計画書(様式第 6 号)	資料－38
(8) 生活環境及び景観保全に関する計画書(様式第 7 号)	資料－41
(9) 撤去及び処分に関する計画書(様式第 8 号)	資料－45
(10) 事業抑制区域の対策に関する申出書(様式第 9 号)	資料－47
(11) 事業計画補正通知書(様式第 10 号)	資料－48
(12) 事業計画調整完了申出書(様式第 11 号)	資料－49
(13) 事業計画調整完了通知書(様式第 12 号)	資料－50
(14) 地域住民等説明会開催報告書(様式第 13 号)	資料－51
(15) 地域住民等意見書(様式第 14 号)	資料－52
(16) 地域住民等意見書概要書(様式第 15 号)	資料－53
(17) 見解書(様式第 16 号)	資料－54

(18)対応状況報告書(様式第 17 号).....	資料－55
(19)再生可能エネルギー発電事業計画届出書(様式第 18 号).....	資料－56
(20)再生可能エネルギー発電事業計画変更届(様式第 19 号).....	資料－57
(21)工事(着手・中止・再開・完了)届出書(様式第 20 号).....	資料－58
(22)工事完了確認通知書(様式第 21 号).....	資料－59
(23)身分証明書(様式第 22 号).....	資料－60
(24)工事期間中に設置する標識(様式第 23 号).....	資料－61
(25)運用中に設置する標識(様式第 24 号).....	資料－63
(26)標識設置届(様式第 25 号).....	資料－64
(27)再生可能エネルギー発電事業に係る閲覧申出書(様式第 26 号).....	資料－66
(28)事業実施状況報告依頼書(様式第 27 号).....	資料－67
(29)事業実施状況報告書(様式第 28 号).....	資料－68
(30)指導・助言通知書(様式第 29 号).....	資料－69
(31)指導・助言・勧告事項回答書(様式第 30 号).....	資料－70
(32)勧告書(様式第 31 号).....	資料－71
10. 様式別決裁区分.....	資料－72
11. 鳥羽市における再生可能エネルギー発電事業と自然環境等の保全との調和に関する条例	資料－74
12. 鳥羽市における再生可能エネルギー発電事業と自然環境等の保全との調和に関する条例 施行規則.....	資料－79

本 編

本制度は、「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（再エネ特措法）」「国の事業計画策定ガイドライン」「三重県太陽光発電施設の適正導入に係るガイドライン」に基づいたもので、本マニュアルは、本制度の届出手続きを進めやすくするため、わかりやすく解説したものです。

なお、事業者の皆様は、地域住民等からの苦情や反対運動、さらには訴訟をできるだけ回避するため、本制度（本マニュアル）に沿って地域住民等とのコミュニケーションを図ってください。

1. 本制度の目的【条例第1条】

本制度は、再生可能エネルギー源を利用した大規模な発電設備の建設やそれに伴う山林の伐採、土地の造成等により伊勢志摩国立公園の優れた自然環境及び自然景観の消失並びに地域の一次産業及び住民生活への影響が懸念されていることに鑑み、再生可能エネルギー発電事業と鳥羽市の美しく恵まれた自然環境、魅力ある景観及びそれらの恵沢を享受し安全で安心して暮らすことのできる生活環境の保全と調和を図るとともに、人と自然が共生する豊かな地域社会の確保に寄与することを目的とします。

2. 適用事業【条例第3条】

下記の設備に係る発電事業は、適用事業となりますので、本マニュアルに従って手続きを行ってください。また、適用事業でなくても地域住民等からの苦情や反対運動さらには訴訟をできるだけ回避するため、本マニュアルの手続きにて事業を進めていただくことをお勧めします。なお、下記の設備は必要であれば適宜追加等行います。

※ 平成30年3月27日以降に経済産業省へ再エネ特措法第9条第1項の規定による事業計画の認定の申請をする(した)事業は本制度の適用となりますが、平成30年3月26日以前に同申請をした事業は三重県太陽光発電施設の適正導入に係るガイドラインの届出が必要です。詳しくは資料-15ページのNO.38をご覧ください。

- (1) 太陽光発電設備のうち、事業区域面積 1,000 m²以上または発電出力 50kw 以上のもの
- (2) 風力をエネルギー源とする発電設備のうち、高さが 10 メートルを超えるもの
- (3) バイオマスエネルギー源とする発電設備

3. 事業計画編（事前相談～事業計画における地域住民等への理解）

（1）事前相談

事業者は、再生可能エネルギー発電事業を予定したら、直ちに市へ事前相談してください。

（事前相談の手順） ※以降、**市**は鳥羽市が、**事**は事業者が、**地**は地域住民等が、**そ**はその他の者が行う行為とする。

- ①事業者は、市環境課（0599-25-1147）に電話し、事業を予定している旨伝える。**事**
- ②事業者は、「事前相談書」（記入例は資料編 P27）を記入する。**事**
- ③事業者は、事前相談書に下記の書類を添付し郵送（〒517-0011 鳥羽市鳥羽三丁目 1-1 鳥羽市環境課環境保全係）、メール（hozen@city.toba.lg.jp）、FAX（0599-21-0958）などの方法で市環境課に提出する。**事**

◎必ず添付していただきたい書類

- ☐ 位置図・・・事業予定場所を赤線で囲ってください。
- ☐ 事業予定区域図・・・事業予定区域の土地利用範囲を赤線で囲ってください。

◎できる限り添付していただきたい書類

- ☐ 現況写真・・・事業予定場所の現況写真（できる限り全景のわかる写真）
- ☐ 敷地求積図・・・土地利用範囲の面積がわかるもの
- ☐ 土地登記事項証明書・・・事業予定地の土地登記事項証明書の写し
- ☐ 公図の写し・・・公図（地籍図）の写しには土地利用範囲を赤線で囲ってください。事業予定地に隣接する土地の公図もあれば、併せて添付してください。

（２）事業抑制依頼【条例第６条】 【施行規則第４条】

１）市は、事業者が下記の事業区域に事業抑制区域を含む事業を計画していると知ったときは、事業の実施の抑制を依頼することができる。

（事業抑制依頼の手順）

- ①市へ事業者から事前相談がある。㊦
- ②市は、相談された事業が適用事業（P1の2. 適用事業【条例第3条】参照）であるかどうか確認する。（適用事業でない場合はその旨事業者に伝え、「P2の(3)」を進めるよう指示する。）㊦
- ③市は、適用事業でない場合は、事業者地域住民等とのコミュニケーションを図るよう、本制度を例としてできる限りの対応をするように指導する。㊦
- ④市は、適用事業の場合は、どの事業抑制区域に該当するか「事業抑制区域一覧表」（資料編P2）にて確認する。㊦
- ⑤市は、該当する事業抑制区域の区分（資料編P2）も確認する。㊦
- ⑥市は、事業抑制依頼判断基準（資料編P3）を参考に「事業抑制依頼書（様式第1号）」（記入例は資料編P27）にて依頼する。㊦
- ⑦市は、本件が事業抑制依頼する必要のない事業であると判断した場合は、「P3の(4)事業計画の調整【条例第7条】」に進むよう指示する。㊦

２）事業者は、事業抑制依頼があったときは、依頼のあった日から起算して30日以内に、事業を実施するかどうか文書で市長に回答してください。

（事業抑制依頼回答の手順）

- ①事業者は、市から事業抑制依頼があれば、依頼の内容を確認し、中止、変更、継続等の検討を行う。㊦（市から事業抑制依頼がなかった場合は、「P3の(4)事業計画の調整【条例第7条】」に進む。）
- ②事業者は、検討結果の内容を「事業抑制依頼回答書（様式第2号）」（記入例は資料編P29）にて市環境課に回答する。㊦（依頼から30日以内）
- ③事業者は、並行して、「P2の(3)」を進める。㊦

（３）本制度以外の手続き

当該事業に係る本制度以外の手続きや調整を行う。

（本制度以外の手続きの手順）

- ①事業者は、事業区域の観点から本制度以外の法令等を確認する。（資料編P8参照）㊦
- ②事業者は、事業内容の観点から本制度以外の法令等を確認する。（資料編P8参照）㊦
- ③事業者は、事業区域と事業内容の観点から本制度以外の法令等を確認したら、それぞれの所定の手続きや調整を行う。㊦
- ④事業者は、手続き・調整後問題があれば市環境課にその旨を伝えとともに、今後の計画の中止・変更等の判断を行う。問題がなければ「P3の(4)事業計画の調整【条例第7条】」に進む。㊦

（４）事業計画の調整【条例第 7 条】

事業者は、適用事業について事業計画を作成しようとするときは、再エネ特措法第9条第1項の規定による事業計画の認定の申請をする前に、市と事業計画の調整をしなければならない。

（事業計画の調整の手順）

- ①事業者は、「事業計画協議申出書(様式第 3 号)と添付書類(様式第 4～9 号および最大 45 種類の書類)」(資料編 P16 を参照)を作成する。(記入例は資料編 P30～47) ㊦
- ②事業者は、①の書類作成の際、この発電事業において事業区域の想定される影響とその対策を検討する。㊦
- ③市は、①の書類の事前確認を行う。㊦
- ④市は、併せて鳥羽市民の環境と自然を守る条例(環境自然条例)に該当する案件かどうか確認する。㊦
- ⑤事業者は、環境自然条例に該当する場合は、下記の内容を遵守しなければならない。㊦
 - ・面積が 3,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満の場合は、土砂等の流出を防止する施設(沈砂池等)を設置するとともに、放流先の排水能力に応じた排水施設を設ける。
 - ・必要があるときは排水施設管理者と協議しなければならない。
 - ・面積が 10,000 平方メートル以上の場合は、三重県宅地開発事業の基準に関する条例、三重県宅地開発事業の基準に関する条例施行規則及び三重県が策定する宅地等開発事業に関する技術マニュアルの規定を適用し、排水路、河川その他の排水施設の放流先の排水能力に応じて、一時雨水等を貯留する調整池その他の施設を設けなければならない。
- ⑥市は、環境自然条例に該当すれば関係各課(建設課、企画財政課、生涯学習課、消防本部、水道課)と調整を行う。㊦
- ⑦市と事業者は、①の書類の内容についてこれまでの調整を踏まえた協議・検討を行う。㊦ ㊦
- ⑧市は、協議・検討後、①の書類に次の事項が盛り込まれていない場合は、事業者に「事業計画補正通知書(様式第 10 号)」(記入例は資料編 P48)にて補正を要求することができる。㊦
 - ・事業の概要
 - ・事業区域の位置及び区域
 - ・事業区域及びその周辺環境における調査の内容
 - ・設計における配慮事項
 - ・施工における配慮事項
 - ・保守点検及び維持管理に関する事項
 - ・撤去及び処分に関する事項
 - ・土砂等の流出及び崩壊を防止する計画
 - ・生活環境の保全のための措置
 - ・景観保全のための措置
 - ・想定される影響
 - ・想定される影響への対策
 - ・環境自然条例第 41 条第 1 項に規定する開発行為の届出書類の内容が調整を完了したものでなければならない。
- ⑨事業者は、市から補正の要求があれば①の書類を修正する。㊦
- ⑩市は、補正要求が反映されていることが確認できたら、事業計画の調整を完了する。㊦
- ⑪事業者は、市から事業計画の調整完了の報告があれば、正式に①の書類と「事業計画調整完了申出書(様式第 11 号)」(記入例は資料編 P49)を市環境課に提出する。㊦

【次ページへ続く】

⑫市は、①の書類と「事業計画調整完了申出書(様式第 11 号)」を確認し、事業者へ「事業計画調整完了通知書(様式第 12 号)」

(記入例は資料編 P50)を発行する。㊦

⇒ 並行して希望者を対象とした「P11 の 8. その他(2)関係書類の閲覧【条例第 12 条】」を開始する。

⑬市は、該当すると思われる地域住民等(下記を参考)を対象に説明会を開催するよう事業者に指示する。㊦

- ・ 周辺区域の町内会・自治会
- ・ 影響が想定される町内会・自治会
- ・ 周辺区域の住民
- ・ 影響が想定される住民
- ・ 鳥羽磯部漁協
- ・ 周辺区域又は影響が想定される鳥羽磯部漁協支所
- ・ 周辺区域の漁業者
- ・ 影響が想定される漁業者
- ・ 周辺区域の農業者
- ・ 影響が想定される農業者
- ・ 観光協会
- ・ 影響が想定される観光業者 など

⑭事業者は、「事業計画調整完了通知書(様式第 12 号)」を受け取ったら、地域住民等に理解が得られるよう、「P5 の(5)地

域住民等説明会①【条例第 7 条】」を進める。㊦

(5) 地域住民等説明会①【条例第7条】

事業者は、事業計画調整完了の通知があったときは、速やかに地域住民等を対象にした説明会を開催し、当該事業計画の内容について地域住民等の理解を得るよう努めなければならない。

(地域住民等説明会①の手順)

- ①事業者は、「P3の(4)事業計画の調整【条例第7条】」にて「事業計画調整完了通知書(様式第12号)」を受け取ったら、地域住民等説明会を計画する。❶
- ②事業者は、地域住民等へ説明会の開催について下記の内容を明記した文書を作成し、配布、回覧その他方法にて周知する。❷
 - ・地域住民等説明会の日時、場所
 - ・計画する再生可能エネルギー発電設備の種別
 - ・事業区域の区域図及び面積
 - ・事業者の住所及び氏名(法人その他の団体にあっては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地)、
 - ・連絡先
 - ・その他必要な事項
- ③事業者は、地域住民等が地域住民等説明会の開催に応じないときは、資料を個別に配布するなど事業の周知に努めなければならない。❸
- ④事業者は、説明会を開催する。❹
- ⑤事業者は、説明会の開催にあたって、地域住民等は事業者に対し意見が提出できる旨を説明し、⑦で記入していただく「地域住民等意見書(様式第14号)」(記入例は資料編P52)の様式をできる限り配布する。❺
- ⑥事業者は、説明会開催後7日以内に「地域住民等説明会開催報告書(様式第13号)」(記入例は資料編P51)に下記の書類を添付し市環境課へ提出する。❻
 - ・地域住民等説明会で配布した資料
 - ・地域住民等説明会出席者名簿
 - ・地域住民等説明会の記録
- ⑦地域住民等は、意見があれば説明会開催後14日以内に「地域住民等意見書(様式第14号)」(記入例は資料編P52)を事業者へ提出する。❼
- ⑧事業者は、地域住民等から「地域住民等意見書(様式第14号)」の提出があれば説明会開催後21日以内に「地域住民等意見書概要書(様式第15号)」(記入例は資料編P53)を市環境課へ提出する。❽
- ⑨事業者は、説明会等の結果で計画変更の必要があれば計画の変更をする。❾
- ⑩事業者は、説明会等の結果と地域住民等意見書の内容を踏まえて、「地域住民等意見書(様式第14号)」の提出後14日以内に「見解書(様式第16号)」(記入例は資料編P54)を地域住民等に提出する。❿
- ⑪事業者は、「見解書(様式第16号)」の地域住民等への提出にあたっては、地域住民等に対しその内容をよく説明し、理解を得よう努めなければならない。⓫
- ⑫事業者は、「見解書(様式第16号)」の内容、地域住民等の理解度等の状況踏まえ、見解書提出後14日以内に「対応状況報告書(様式第17号)」(記入例は資料編P55)に下記書類を添付し、市環境課へ提出する。⓬
 - ・地域住民等意見書
 - ・見解書の写し
- ⑬市は、「対応状況報告書」を受け取ったら、その内容にて地域住民等の理解が得られているか確認する。⓭
- ⑭事業者は、市から地域住民等の理解が得られている確認ができた旨の報告があれば、「P6の4. 認定申請編(事業計画の届出～工事における地域住民等の理解)(1)事業計画の届出【条例第8条】」へ進む。理解が得られていなければ①へ戻る。⓮

（６）標識の設置①【条例第 11 条】

事業者は、標識を事業区域内の公衆の見えやすい場所又は再生可能エネルギー発電設備の外部に設置しなければならない。

（標識の設置①の手順）

- ①事業者は、「P3 の(4)事業計画の調整【条例第7条】」にて「事業計画調整完了通知書(様式第 12 号)」を受け取ったら、直ちに「工事期間中に設置する標識(様式第 23 号)」(記入例は資料編 P61)を作成し、事業区域内の公衆の見えやすい場所又は再生可能エネルギー発電設備の外部に設置する。❶
- ②事業者は、設置したらすぐに「標識設置届(様式第 25 号)」(記入例は資料編 P64) を市環境課へ提出する❷
- ※適用事業でない 20kW 以上 50kW 未満の発電事業も、標識の設置が必要です。詳しくは P をご覧ください。

4. 認定申請編（事業計画の届出～工事における地域住民等の理解）

（１）事業計画の届出【条例第 8 条】

事業者は、市や地域住民等と調整を完了した事業計画について、再エネ特措法による認定の申請等をしたときは、速やかに市に届け出なければならない。

（事業計画の届出の手順）

- ①再エネ特措法第9条第1項の規定による認定の申請をしたときは、「再生可能エネルギー発電事業計画届出書(様式第 18 号)」(記入例は資料編 P56)に次の書類を添付して市環境課へ提出する。❶
- ・ 経済産業大臣に申請した再生可能エネルギー発電事業計画認定申請書の写し及び添付書類の写し
 - ・ 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第 16 条第 1 項の規定による電気事業者との接続契約締結の状況
- ②再エネ特措法第 10 条第 1 項の規定による認定の申請の変更をしたときは、「再生可能エネルギー発電事業計画変更届出書(様式第 19 号)」(記入例は資料編 P57)に変更した内容が確認できる書類を添付して市環境課へ提出する。なお、次の軽微な変更については変更届出書の提出を省略できる。❷
- ・ 事業区域の面積、建築面積又は工作物設置面積の縮小
 - ・ 建築面積又は工作物設置面積の 10 パーセント以内の拡大
 - ・ 周辺区域に影響を及ぼさない程度の建築物又は工作物の配置の変更
 - ・ 地域住民等説明会の意見を反映させたことによる計画の変更

(2) 地域住民等説明会②【条例第8条】

工事に着手するまでの間に、地域住民等説明会を開催し、工事等について地域住民等の理解を得るよう努めなければならない。

(地域住民等説明会②の手順)

- ①事業者は、再エネ特措法の認定申請をしてから、工事に着手するまでの間に地域住民等説明会を計画する。Ⓐ
- ②事業者は、地域住民等へ説明会の開催について下記の内容を明記した文書を作成し、配布、回覧その他方法にて周知する。Ⓐ
 - ・地域住民等説明会の日時、場所
 - ・計画する再生可能エネルギー発電設備の種別
 - ・事業区域の区域図及び面積
 - ・事業者の住所及び氏名(法人その他の団体にあっては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地)、
 - ・連絡先
 - ・その他必要な事項
- ③事業者は、地域住民等が地域住民等説明会の開催に応じないときは、資料を個別に配布するなど事業の周知に努めなければならない。Ⓐ
- ④事業者は、説明会を開催する。Ⓐ
- ⑤事業者は、説明会の開催にあたって、地域住民等は事業者に対し意見が提出できる旨を説明し、⑦で記入していただく「地域住民等意見書(様式第14号)」(記入例は資料編P52)の様式をできる限り配布する。Ⓐ
- ⑥事業者は、説明会開催後7日以内に「地域住民等説明会開催報告書(様式第13号)」(記入例は資料編P51)に下記の書類を添付し市環境課へ提出する。Ⓐ
 - ・地域住民等説明会で配布した資料
 - ・地域住民等説明会出席者名簿
 - ・地域住民等説明会の記録
- ⑦地域住民等は、意見があれば説明会開催後14日以内に「地域住民等意見書(様式第14号)」(記入例は資料編P52)を事業者へ提出する。Ⓐ
- ⑧事業者は、地域住民等から「地域住民等意見書(様式第14号)」の提出があれば説明会開催後21日以内に「地域住民等意見書概要書(様式第15号)」(記入例は資料編P53)を市環境課へ提出する。Ⓐ
- ⑨事業者は、説明会等の結果で計画変更の必要があれば計画の変更をする。Ⓐ
- ⑩事業者は、説明会等の結果と地域住民等意見書の内容を踏まえて、「地域住民等意見書(様式第14号)」の提出後14日以内に「見解書(様式第16号)」(記入例は資料編P54)を地域住民等に提出する。Ⓐ
- ⑪事業者は、「見解書(様式第16号)」の地域住民等への提出にあたっては、地域住民等に対しその内容をよく説明し、理解を得よう努めなければならない。Ⓐ
- ⑫事業者は、「見解書(様式第16号)」の内容、地域住民等の理解度等の状況踏まえ、見解書提出後14日以内に「対応状況報告書(様式第17号)」(記入例は資料編P55)に下記書類を添付し、市環境課へ提出する。Ⓐ
 - ・地域住民等意見書
 - ・見解書の写し
- ⑬市は、「対応状況報告書」を受け取ったら、その内容にて地域住民等の理解が得られているか確認する。Ⓐ
- ⑭事業者は、市から地域住民等の理解が得られている確認ができた旨の報告があれば、「P8の5. 工事編(工事の着工～完了)」へ進む。理解が得られていなければ①へ戻る。Ⓐ

5. 工事編（工事の着工～完了）

（１）工事の着工届出及び現場の確認【条例第 9 条】

事業者は、事業計画の届出を行った後、施工、撤去及び処分に係る工事に着手しようとするときは、その都度速やかにその旨を市長に届け出なければならない。工事の届出があったときは、監視員に現場を確認させるものとする。

（工事の着工届出の手順）

- ①事業者は、市から地域住民等の理解が得られている確認ができた旨の報告があれば、工事（施工、撤去、処分）に着手しようとする前に「工事届出書（様式第 20 号）」（記入例は資料編 P58）を市環境課へ提出する。㊦
- ②市は、「工事届出書（様式第 20 号）」を受け取ったら、監視員に現場の確認をさせる。㊦
- ③事業者は、監視員の現場確認への協力と対応をする。㊦

（２）工事の中止、再開の届出【条例第 9 条】

事業者は、事業計画の届出を行った後、施工、撤去及び処分に係る工事を中止し、又は再開したときは、その旨を市長に届け出なければならない。

（工事の中止、再開の手順）

- ①事業者は、工事（施工、撤去、処分）を中止、再開した時は、「工事届出書（様式第 20 号）」（記入例は資料編 P58）を市環境課へ提出する。㊦
- ②市は、「工事届出書（様式第 20 号）」を受け取り、監視員に現場の確認をさせる。㊦
- ③事業者は、監視員の現場確認への協力と対応をする。㊦

（３）工事の完了届出【条例第 9 条】

事業者は、事業計画の届出を行った後、施工、撤去及び処分に係る工事を完了したときは、その都度速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

（工事の中止、再開の手順）

- ①事業者は、工事（施工、撤去、処分）を完了した時は、「工事届出書（様式第 20 号）」（記入例は資料編 P58）を市環境課へ提出する。㊦
- ②市は、「工事届出書（様式第 20 号）」（記入例は資料編 P58）を受け取り、監視員に現場の確認をさせる。㊦
- ③事業者は、監視員の現場確認への協力と対応をする。㊦
- ④市は、監視員の現場確認にて、工事の完了が確認できた際は、「工事完了確認通知書（様式第 21 号）」（記入例は資料編 P59）を事業者へ発行する。㊦
- ⑤事業者は、「工事完了確認通知書（様式第 21 号）」を受け取ったら、「P9 の 6. 運用編（発電事業の開始～終了）の（1）毎年の報告【条例第 13 条】」へ進む。㊦

（４）標識の設置②【条例第 11 条】

事業者は、標識を事業区域内の公衆の見えやすい場所又は再生可能エネルギー発電設備の外部に設置しなければならない。

（標識の設置②の手順）

- ①事業者は、工事が完了し「工事届出書（様式第 20 号）」を市環境課へ提出したら、直ちに「運用中に設置する標識（様式第 24 号）」（記入例は資料編 P63）を作成し、事業区域内の公衆の見えやすい場所又は再生可能エネルギー発電設備の外部に設置する。㊦
- ②事業者は、設置したらすぐに「標識設置届（様式第 25 号）」（記入例は資料編 P64）に下記書類を添付し市環境課へ提出する。㊦
 - ・標識を設置した場所が明示された図面
 - ・標識の設置の状況及び記載された内容が分かる写真等

（５）災害又は非常事態の届出【条例第 9 条】

事業者は、災害又は非常事態の発生により、工事を緊急に行う必要がある場合は、届出を行い得る状態となったときに速やかに届け出なければならない。

（災害又は非常事態の届出の手順）

- ①事業者は、災害や非常事態の対応にて工事等を行った場合は、届け出ができる状態になれば速やかに「工事届出書（様式第 20 号）」（記入例は資料編 P58）を市環境課へ提出する。㊦
- ②市は、「工事届出書（様式第 20 号）」を受け取り、監視員に現場の確認をさせる。㊦
- ③事業者は、監視員の現場確認への協力と対応をする。㊦

6. 運用編（発電事業の開始～終了）

（１）毎年の報告【条例第 13 条】

届出のあった事業計画の履行状況を確認するため、事業者に対し毎年報告を求めるものとする。

（毎年の報告の手順）

- ①事業者は、売電事業等の運用を適切に行う。㊦
- ②市は、事業者に毎年 4 月から翌年 3 月までの期間における設備等の状況を「事業実施状況報告依頼書（様式第 27 号）」（記入例は資料編 P67）にて、以下の内容について、毎年 4 月に報告を求める。㊦
 - ・保守点検の実施状況
 - ・生活環境及び景観の保全のための措置の実施状況
 - ・撤去及び処分に係る費用の準備状況
 - ・その他市長が必要と認める事項
- ③事業者は、「事業実施状況報告依頼書（様式第 27 号）」を受け取ったら、「事業実施状況報告書（様式第 28 号）」（記入例は資料編 P68）にて指定された期限までに市環境課へ報告する。㊦
- ④市は、事業者から「事業実施状況報告書（様式第 28 号）」を受け取ったら、監視員の現場確認をする。㊦

（２）立ち入り調査等【条例第 13 条】

市長は、監視員に、当該事業区域に立ち入らせ、当該事業に関する事項について調査させ、若しくは事業者及び土地所有者等並びに工事施行者に意見を聴く必要があると認めるときは、事業者に対し毎年の報告の報告に関する詳細な説明若しくは資料の提出を求めることができる。

（立ち入り調査等の手順）

- ①市は、事業者から「事業実施状況報告書（様式第 28 号）」を受け取ったら、監視員による現場確認を行い、毎年報告との合致等の確認をする。㊦
- ②事業者は、監視員の現場確認への協力と対応をする。㊦
- ③市は、事業者及び土地所有者等並びに工事施行者に意見を聴くほか、毎年報告との合致等の確認のために必要があると認めるときは、事業者に対し毎年の報告に関する詳細な説明もしくは資料の提出を求める。㊦
- ④事業者は、③の市の要求に応じる。㊦

7. 指導・助言、勧告編（勧告等～違反事実の公表等）

（１）指導、助言【条例第 14 条】

本制度の目的を達成するために必要があると認めるときは、事業者に対し指導又は助言を行うことができる。

（指導・助言の手順）

- ①市は、本制度の目的を達成するため必要な指導・助言を行う必要が発生した場合、「指導・助言通知書（様式第 29 号）」（記入例は資料編 P69）にて事業者へ通知する。Ⓐ
- ②事業者は、「指導・助言通知書（様式第 29 号）」を受け取った場合、通知された内容に適合させるために関係行政機関、地域住民等との調整、協議等を自らの責任において行わなければならない。Ⓑ
- ③事業者は、その調整、協議等の内容を踏まえ「指導・助言・勧告事項回答書（様式第 30 号）」（記入例は資料編 P70）を市環境課へ提出する。Ⓑ
- ④市は、「指導・助言・勧告事項回答書（様式第 30 号）」を受け取り、対応ができていないか確認する。Ⓐ
- ⑤市は、対応ができていない場合、再度手順①に戻るか、「勧告」に相当する場合は「P10 の（２）勧告【条例第 14 条】」にて対応する。Ⓐ

（２）勧告【条例第 14 条】

市長は、条件に該当する者に対し、期限を定めて必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

（勧告の手順）

- ①市は、下記に該当する場合、「勧告書（様式第 31 号）」（記入例は資料編 P71）にて勧告することができる。Ⓐ
 - ・市との事業計画の調整および地域住民等との調整にて変更した書類の提出をせず、国への事業計画の認定申請（再エネ特措法第 9 条第 1 項の規定）をした者
 - ・地域住民等説明会を開催しない者
 - ・事業計画の届出、又は工事の届出をせず工事に着工した者
 - ・虚偽の届出をした者
 - ・毎年報告の内容確認のための報告若しくは資料の提出をせず、または立入調査を拒み、妨げ、若しくは避けた者
 - ・指導又は助言に正当な理由がなく従わなかった者
- ②市は、勧告した場合、市議会に報告する。Ⓐ
- ③事業者は、「勧告書（様式第 31 号）」を受け取った場合、通知された内容に適合させるために関係行政機関、地域住民等との調整、協議等を自らの責任において行わなければならない。Ⓑ
- ④事業者は、その調整、協議等の内容を踏まえ「指導・助言・勧告事項回答書（様式第 30 号）」（記入例は資料編 P70）を市環境課へ提出する。Ⓑ
- ⑤市は、「指導・助言・勧告事項回答書（様式第 30 号）」を受け取り、対応ができていないか確認する。Ⓐ
- ⑥市は、対応ができていない場合、再度手順①に戻るか、「違反事実の公表等」に該当する場合は「P11 の（３）違反事実の公表等【条例第 15 条】」にて対応する。Ⓐ

（３）違反事実の公表等【条例第 15 条】

市長は、勧告を受けた事業者が、正当な理由がなく当該勧告に係る措置をとらなかったときは、当該事業者の氏名及び住所（法人その他の団体にあっては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）並びに当該勧告の内容について、経済産業省に報告するとともに、公表することができる。

（違反事実の公表等の手順）

- ①市は、勧告を受けた事業者が、正当な理由もなく措置を取らなかったときは、当該事業者の氏名及び住所（法人その他の団体にあっては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）並びに当該勧告の内容について、経済産業省に報告するとともに、ホームページ等に公表することができる。㊦
- ②市は、経済産業省への報告及び公表をしようとするときは、あらかじめ事業者に対して、その理由を通知し、意見を述べる機会を与えなければならない。㊦

8. その他

（１）適用事業に該当しない発電事業の標識の設置【第 11 条】

20kw以上50kw未満の再エネ発電事業においても標識を設置しなければならない。

（適用事業に該当しない発電事業の標識の設置の手順）

- ①事業者は、工事施行段階（P6 参照）と運用段階（P8 参照）において、適用事業と同様に標識を設置しなければならない。

（２）関係書類の閲覧【条例第 12 条】

市長は、事業計画の調整を完了したと認めたときから当該事業計画に基づく事業が終了するまでの間、事業計画の調整から工事の届出および毎年報告の段階において、事業者から市に提出された書類の概要を、市役所において閲覧させることができる。

（関係書類の閲覧の手順）

- ①市は、「P3 の 3. 事業計画編（事前相談～事業計画における地域住民等への理解）（４）事業計画の調整【条例第 7 条】」にて「事業計画調整完了通知書（様式第 30 号）」を発行したら、閲覧書類可能な書類を精査し準備する。㊦
- ②閲覧の希望者は、市環境課の窓口にて再生可能エネルギー発電事業に係る「再生可能エネルギー発電事業に係る閲覧申出書（様式第 26 号）」（記入例は資料編 P66）を記入する。㊦㊧
- ③市は、閲覧申出書の内容を確認し、該当の閲覧書類を閲覧させる。㊦
- ④市は、書類の写しを求められた場合は、市情報公開制度にて対応する。㊦

（３）本制度に該当しない事業の配慮義務【附則第 2 項】

本制度の施行の際現に適用事業に相当する事業に係る事業計画について再エネ特措法第 9 条第 1 項の規定による認定の申請をしている事業者又は電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法等の一部を改正する法律附則第 4 条第 2 項の規定による提出をしている事業者は、この条例の趣旨に則り、地域住民等の理解を得られるよう、この条例に定める手続等を例として、できる限りの対応をするよう配慮しなければならない。

（本制度に該当しない事業の配慮義務の手順）

- ①事業者は、本制度の適用事業でない事業であっても、地域住民等の理解が得られるよう、本制度の定める手続きを例に、できる限りの対応をする。㊦
- ②事業者は、①の対応をする場合、本制度の「P1 の 3. 事業計画編（事前相談～事業計画における地域住民等への理解）」からの手続きを例に進める。㊦

資料編

1. 用語の定義一覧

再生可能エネルギー源	電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第2条第4項各号に掲げるエネルギー源をいう。
再生可能エネルギー発電設備	再生可能エネルギー源を電気に変換する設備及びその附属設備をいう。
事業計画	再エネ特措法第9条第1項に規定する再生可能エネルギー発電事業計画の規定により提出する再エネ特措法第9条第2項各号に掲げる事項を記載した書類をいう。
事業	再生可能エネルギー発電設備の設計及び施工、保守点検及び維持管理並びに撤去及び処分をいう。
事業者	事業計画を作成しようとする者、再エネ特措法第9条第3項の規定による事業計画の認定を受けて事業を行う者をいう。
土地所有者等	事業区域に係る土地の所有者、占有者又は管理者をいう。
工事施行者	事業に関する工事の設計者、工事施工者又は工事監理者をいう。
事業区域	事業を行う一団の土地（継続的又は一体的に事業を行う土地を含む。）をいう。 具体的には、FIT法に基づく事業計画策定ガイドラインに定められた「フェンスで囲うべき区域」と「その区域外で造成や木々の伐採等を行う区域」を合わせた区域とする。
周辺区域	事業区域の境界から100メートル以内の区域をいう。
建築物	建築基準法第2条第1号に規定する建築物をいう。
地域住民等	事業区域に隣接する土地若しくはその土地に立地する建築物の所有者、周辺区域に居住する住民及び事業区域と周辺区域が活動範囲に含まれる地方自治法第260条の2に規定する地縁による団体その他これに類する団体並びに事業の実施に伴い影響を受けることが懸念される農林水産業を営む者及びその組織する団体をいう。

2. 事業抑制区域一覧

条例第4条		関係法令	対象区域等	理由	区分	地図掲載
項	号					
1	1	自然公園法	特別保護地区	優れた自然の風景地を保護するとともに、生物の多様性の確保に寄与するため、開発行為を制限している区域であるため。	○	鳥羽市自然環境関連規制図
			第1種特別地域			
			第2種特別地域			
			第3種特別地域			
			普通地域	優れた自然の風景地を保護するとともに、生物の多様性の確保に寄与するため、一定規模以上の工作物の設置等を制限している区域のため。	△	鳥羽市自然環境関連規制図
1	2	都市計画法	風致地区	自然的な要素に富んだ土地の良好な景観を守るため、建築物等の建築、竹林等の伐採等が規制されている都市における風致を維持するために定める区域であるため。	○	鳥羽市自然環境関連規制図
1	3	文化財保護法（文化財保護条例）	埋蔵文化財包蔵地	土木工事が埋蔵文化財に影響を及ぼす場合は、記録保存のための発掘調査を実施する必要がある、事業計画段階からの調整を要するため。	△	鳥羽市自然環境関連規制図
1	4	文化財保護法（文化財保護条例）	史跡・名勝・天然記念物の指定地（世界遺産の登録資産含む）	文化財の価値保全のために、指定地内の現状変更等が厳しく制限されているため。	○	生涯学習課 （0599-25-1271）に 確認ください
1	5	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律	土砂災害特別警戒区域	土砂災害を防止するため、土地の形状変更や工作物の設置に許可が必要な場合があるため。	○	土砂災害危険箇所地図
			土砂災害警戒区域	土砂災害を防止するため、土地の形状変更や工作物の設置に許可が必要な場合があるため。	△	土砂災害危険箇所地図
1	6	砂防法（砂防指定地等管理条例）	砂防指定地	土砂災害を防止するため、土地の形状変更や工作物の設置に許可が必要な場合があるため。	△	土砂災害危険箇所地図
1	7	地すべり防止法	地すべり防止区域	地すべりを防止するため、土地の形状変更や工作物の設置に許可が必要な場合があるため。	△	土砂災害危険箇所地図
1	8	急傾斜地崩壊防止法	急傾斜地崩壊危険区域	急傾斜地の崩壊による災害を防止するため、土地の形状変更や工作物の設置に許可が必要な場合があるため。	△	土砂災害危険箇所地図
1	9	河川法	河川区域 （河川予定地）	河川における流水の正常な機能を維持させるとともに、洪水、津波、高潮等による災害を防止させるために行為の制限を設けている区域であるため。	○	地図なし
			河川保全区域	洪水、津波、高潮等による災害の発生を防止するための施設や河岸を守るために、一定の制限を設けている区域のため。	△	地図なし
1	10	海岸法	海岸保全区域	堤防の損傷等による治水上の支障を防止するため、工作物の設置については許可が必要な場合があるため。	△	鳥羽市自然環境関連規制図
1	11	港湾法	港湾区域	港湾の適正な利用を確保するため、工作物の設置については許可が必要な場合があるため。	△	鳥羽市自然環境関連規制図
			港湾隣接地域			

条例第4条		関係法令	対象区域等	理由	区分	地図掲載
項	号					
1	12	都市計画法	臨港地区			臨港地区一覧
1	13	森林法	保安林	水源の涵養、土砂流出の防備等のために指定された区域であり、立木伐採や土地の形質変更等を厳しく規制しているため。	○	鳥羽市自然環境関連規制図
1	14	農業振興地域の整備に関する法律	農用地区域	優良農地を確保するため、転用が厳しく制限されているため。	○	鳥羽市自然環境関連規制図
1	15	漁港漁場整備法	漁港区域	工作物の設置については許可が必要な場合があるため。	△	鳥羽市自然環境関連規制図
1	16	三重県水源地域の保全に関する条例	特定水源地域	水源地域のうち、水道事業の水源地として水を供給していることから、森林の有する水源の涵養機能の維持増進を図るため、特に保全が必要な区域であるため。	△	白木町、松尾町、河内町
2	追加	農地法 農業振興地域の整備に関する法律	甲種農地	優良農地を確保するため、転用が厳しく制限されているため。	○	地図なし
			第1種農地			
			第2種農地	周辺地域との調和や農地確保の観点から、一定の配慮が求められる区域であるため。	△	地図なし
			第3種農地			
2	追加	漁業法	漁業権設定区域	漁業権設定水域の水質環境を保全するため	△	漁業権区域図
2	追加	津波ハザードマップ	津波浸水想定区域	太陽光パネルが津波により流出し被害が拡大する恐れがあるため	△	津波浸水想定ハザードマップ
2	追加	三重県水源地域の保全に関する条例	水源涵養地区	水源地域のうち、水道事業の水源地として水を供給していることから、森林の有する水源の涵養機能の維持増進を図る目的として特に保全が必要な区域であるため。	△	鳥羽市自然環境関連規制図
2	追加	三重県土採取規制条例	土の採取区域	土の採取に伴う災害を防止するため、土の採取を行う場合に許可が必要な場合があるため	△	地図なし

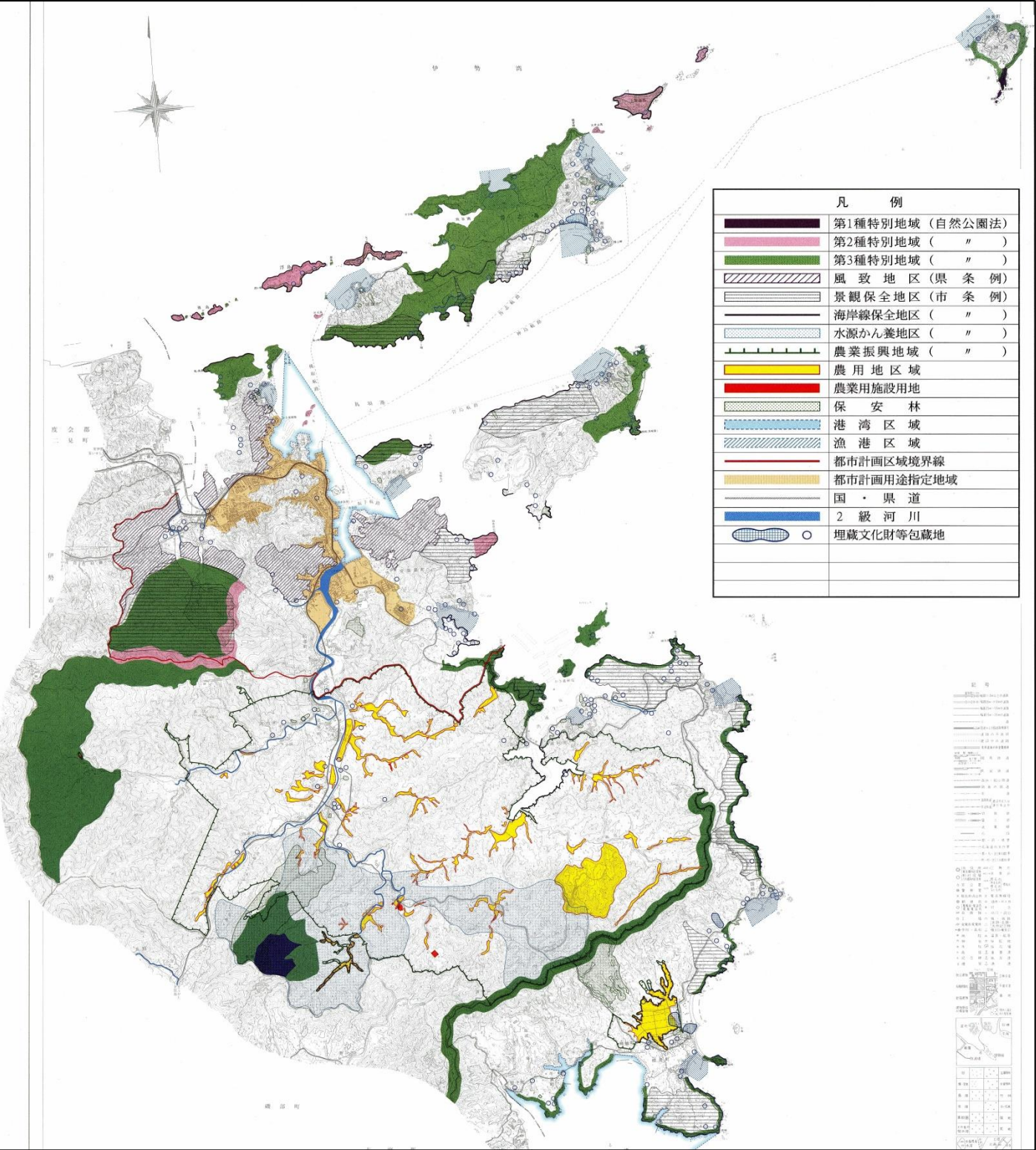
3. 事業抑制依頼判断基準

当該事業区域において、前述の「2. 事業抑制区域一覧」の区分が、次の基準に該当する場合は、事業抑制を依頼することができる。また、基準に該当しなくても地域住民等の反応等により事業抑制を依頼する場合がある。

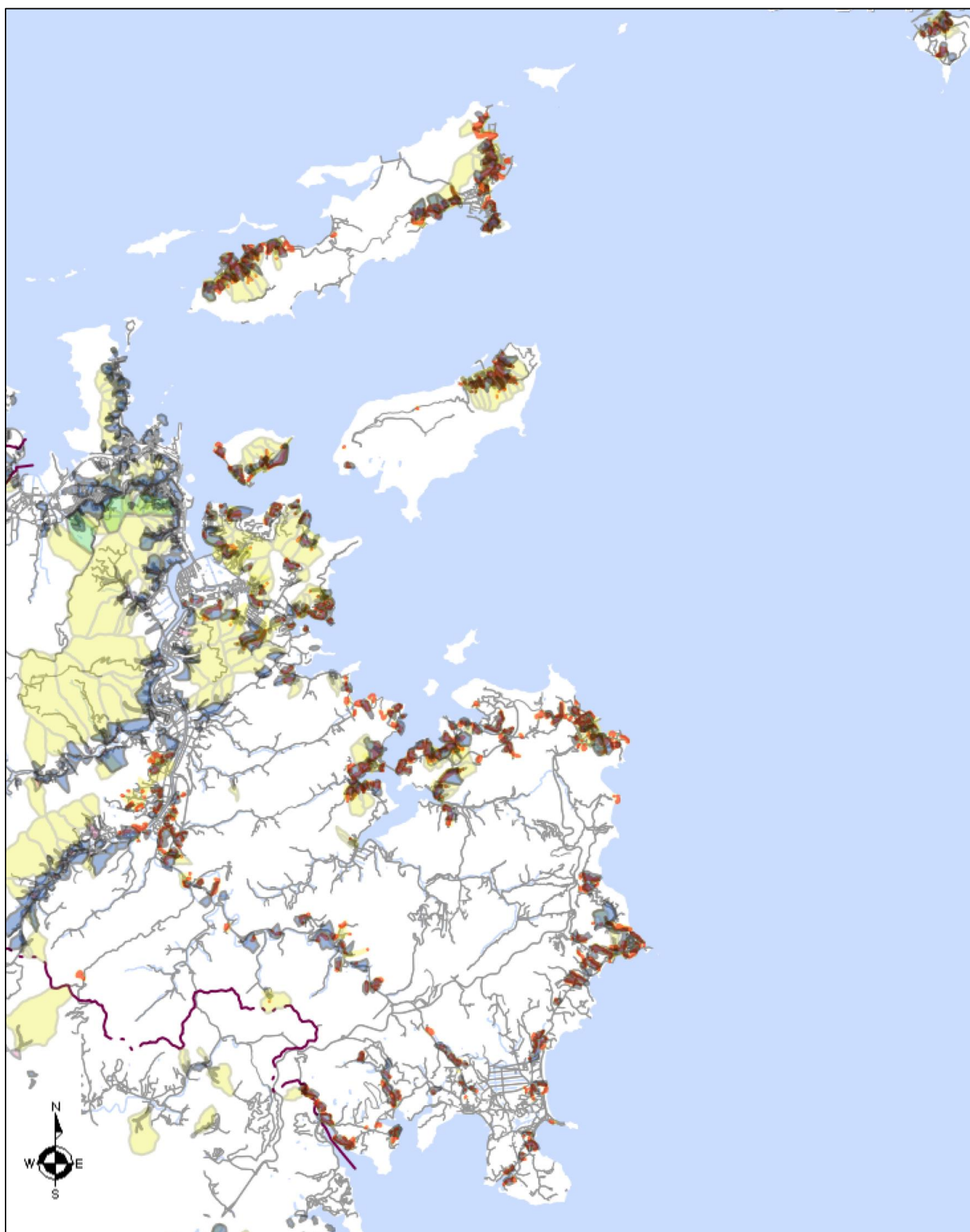
○	1区域以上該当していれば依頼
△	2区域以上該当していれば依頼

4. 事業抑制区域図

(1) 鳥羽市自然環境関連規制図



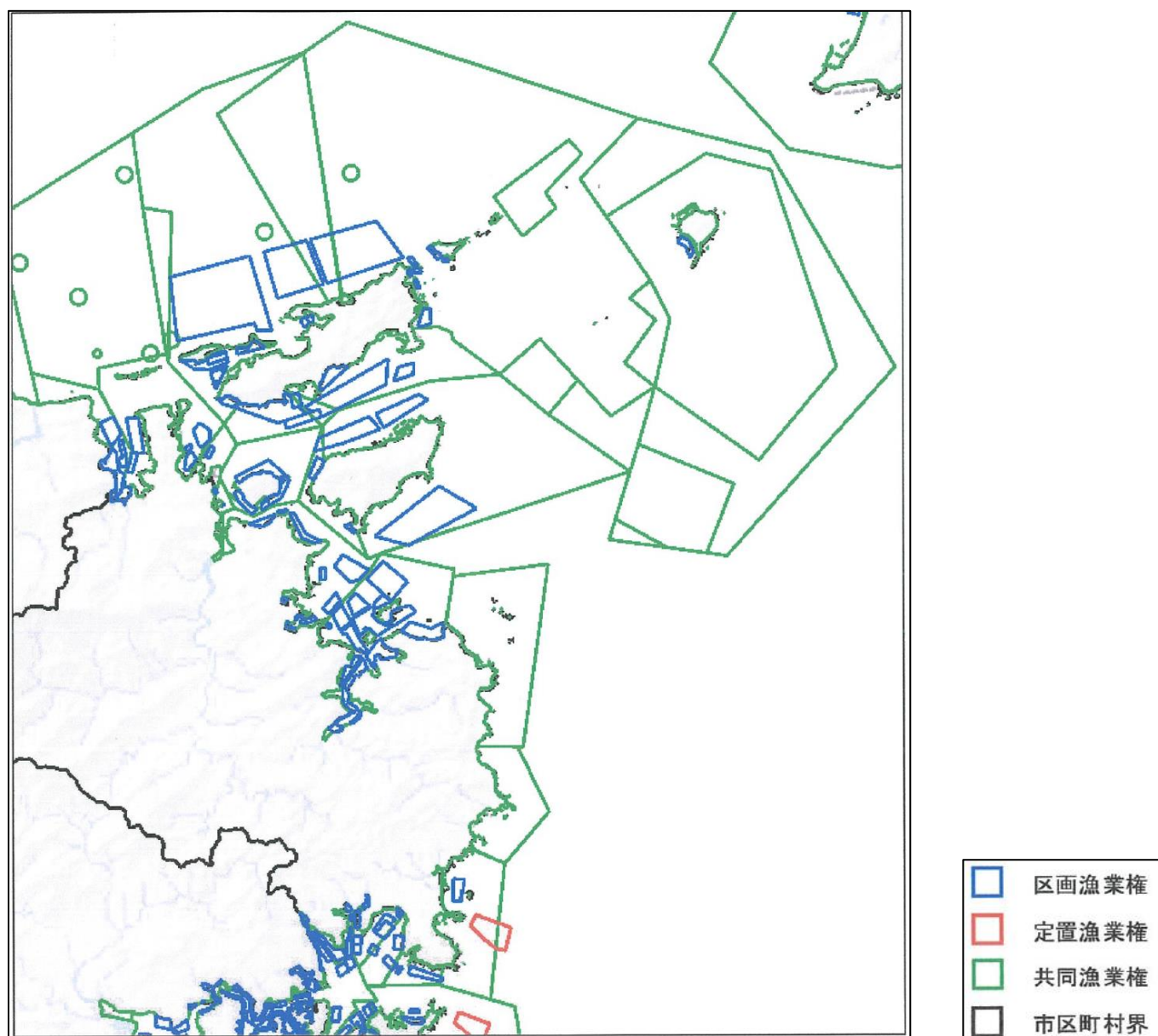
(2) 土砂災害危険箇所地図



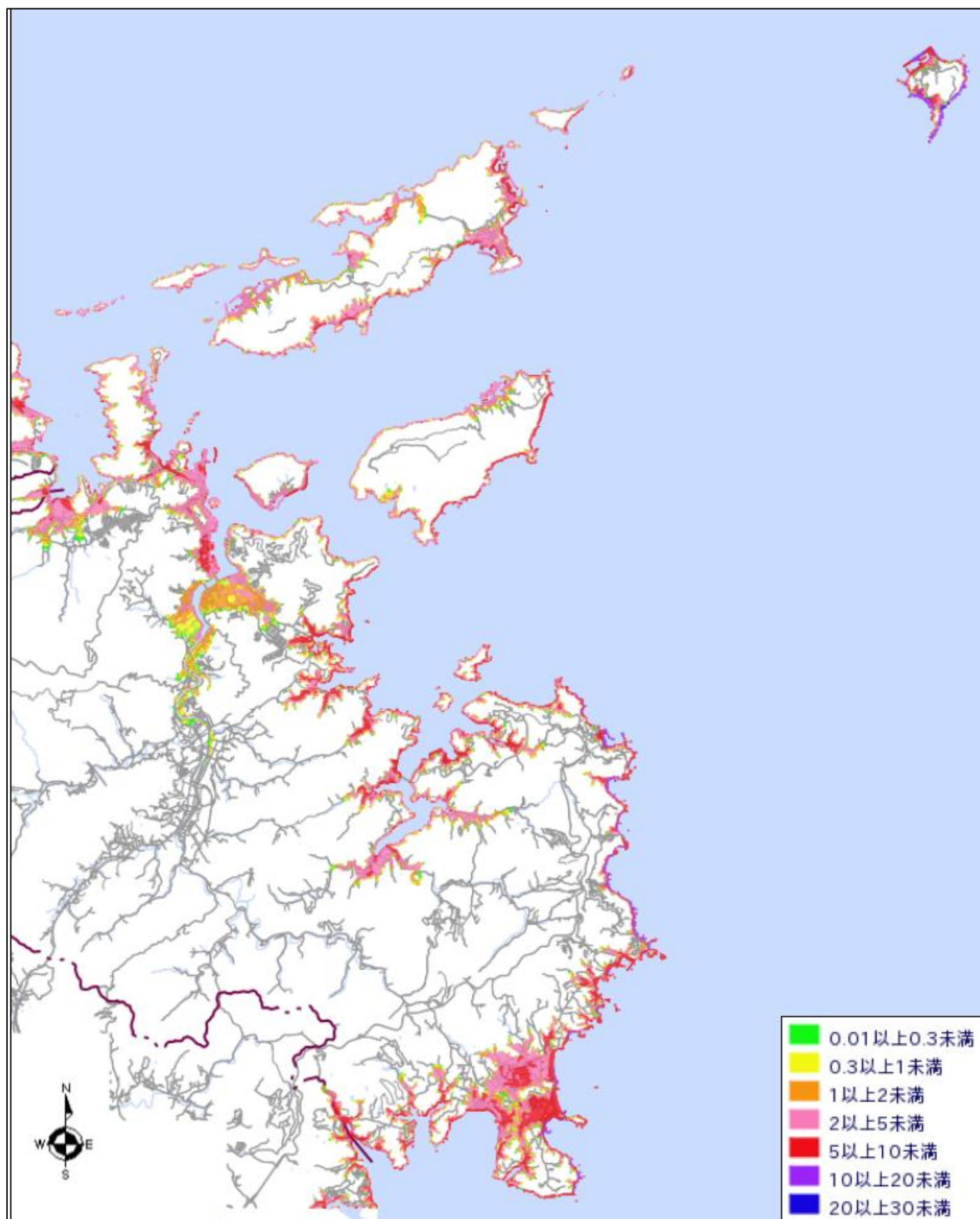
(3) 臨港地区一覧

名称	面積(ha)	面積比(%)	区域
商港区	9.1	61.5	鳥羽 1 丁目、鳥羽 3 丁目、小浜町の一部
漁港区	2.2	14.9	鳥羽 4 丁目の一部(鳥羽 3 丁目側)
特殊物資港区	3.5	23.6	鳥羽 4 丁目の一部(鳥羽 5 丁目側)
合計	約 14.8	100.0	

(4) 漁業権区域図



(5) 津波浸水想定ハザードマップ



5. 関連する法令等一覧

NO	法令等名	主な手続きの概要	手続きの類型	相談窓口	電話番号
1	自然公園法	整備個所が、自然公園(国立公園、国定公園、県立自然公園)内であれば、以下の手続きが必要です。 ・特別地域内での土地の形状変更、工作物の設置等をする場合、許可が必要です。 ・普通地域内での土地の形状変更、一定規模を超える工作物の設置等をする場合は、工事着手の30日前までに届出が必要です。 (三重県自然公園図) http://www.pref.mie.lg.jp/common/content/000622771.pdf (三重県の自然公園) http://www.pref.mie.lg.jp/MIDORI/HP/shizen/04809001255.htm	許可 又は届出	伊勢農林水産事務所森林・林業室(森林保全室)	0596-27-5183
2	都市計画法	建築物に該当しない再生可能エネルギー発電設備の設置を目的とした造成は、都市計画法に規定する開発行為に該当せず、開発許可手続きは不要です。 また、付属建築物がある場合でも、主として付属建築物の建築を目的とした造成ではないことから、同様に開発行為に該当せず、開発許可手続きは不要です。	許可	①三重県県土整備部建築開発課 ②志摩建設事務所総務・管理・建築室建築開発課	①059-224-3087 ②0599-43-9651
		・都市計画施設又は市街地開発事業の区域内において、建築物の建築を行う場合は、建築の許可が必要です。 ・都市計画事業地内において、事業施行の障害となるおそれがある建築等を行う場合も建築等の許可が必要です。	許可	鳥羽市建設課まちづくり整備室	0599-25-1175
3	関係市町の風致地区条例	風致地区において、建築物等の確認や宅地造成等を行う場合は、許可が必要です。	許可	鳥羽市建設課建設係	0599-25-1173
4	文化財保護法	・史跡・名勝・天然記念物の国・県指定地において現状変更等を行う場合は、許可が必要です。 ・周知の埋蔵文化財包蔵地内の土木工事は、規模に関わらず届出・通知が必要です。(民間事業者は届出、国・地方公共団体等は通知) 協議の結果、埋蔵文化財の破壊が免れないと判断された場合は、記録保存のための発掘調査が必要となり、発掘調査が終了すれば施工可となります。 ・工事中に遺跡を発見した場合は、届出・通知が必要です。	許可 又は届出	鳥羽市教育員会生涯学習課	0599-25-1271
5	砂防法	砂防指定地内の民有地における土地の形状変更について、県砂防条例に関する許可が必要です。	許可	三重県志摩建設事務所 管理課	0599-43-9627
6	地すべり等防止法	地すべりの危険がある指定された区域内の民有地における土地の形状変更について、許可が必要です。	許可	三重県志摩建設事務所 管理課	0599-43-9627
7	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	急傾斜地崩壊危険区域内の民有地における土地の形状変更について、許可が必要です。	許可	三重県志摩建設事務所 管理課	0599-43-9627

NO	法令等名	主な手続きの概要	手続型の類型	相談窓口	電話番号
8	河川法	・県が管理する河川区域等に入っている場合は、許可が必要です。 ・国が管理する河川の場合は、国土交通省中部地方整備局三重河川国道事務所のほか、市町が管理する河川の場合は、各市町の土木担当課が窓口です。	許可	三重県志摩建設事務所 管理課	0599-43-9627
9	海岸法	・海岸保全区域内の民有地における工作物の設置等について、海岸法に関する許可が必要です。 ・鳥羽市が管理する漁港の場合は、鳥羽市農水商工課水産係が窓口となります。	許可	三重県志摩建設事務所 管理課	0599-43-9627
				(漁港海岸) 伊勢農林水産商工環境事務所水産室水産整備課 (農地海岸) 伊勢農林水産事務所農村基盤室農地海岸保全管理課	(漁港海岸) 0596-27-5192 (農地海岸) 0596-27-5171
				鳥羽市農水商工課水産係	0599-25-1167
10	港湾法	・港湾隣接地域及び臨港地区内の民有地における工作物の設置等について、港湾法等に関する許可等が必要です。 ・四日市港については、右欄下段の担当課が窓口となります。	許可	三重県志摩建設事務所 管理課	0599-43-9627
11	森林法	保安林 ・開発する箇所が保安林に指定されていないか確認が必要です。	指定の解除	三重県農林水産部治山林道課	059-224-2573
		開発する地域森林計画の対象となっている民有林の面積が 1ha を超える場合は、林地開発許可が必要です。 http://www.pref.mie.lg.jp/SHINRIN/HP/mori/13077015106.htm	許可		
		開発する地域森林計画の対象となっている民有林の面積が 1ha を超えない場合は、あらかじめ市町へ伐採及び伐採後の造林の届出書の提出が必要です。	届出	鳥羽市農水商工課農林係	0599-25-1231
12	農業振興地域の整備に関する法律	農業振興地域内農用地区域の開発行為には県の許可が必要ですが、再生可能エネルギー発電施設に関しては原則不許可となります。	許可	・鳥羽市農水商工課農林係 ・伊勢農林水産事務所農政室地域農政課	・0599-25-1231 ・0596-27-5164
13	漁港漁場整備法	・漁港区域における工作物の設置については許可が必要な場合がある。 ・市町が管理する漁港の場合は、各市町の漁港担当課が窓口となります。	許可	・伊勢農林水産事務所水産室水産整備課 ・鳥羽市農水商工課水産係	・0596-27-5192 ・0599-25-1167

NO	法令等名	主な手続きの概要	手続型の類型	相談窓口	電話番号
14	三重県水源地域の保全に関する条例	地域森林計画の対象民有林であり、かつ、水源地域に指定された土地について売買等の契約をしようとする時は、契約を締結しようとする日の30日前までに知事に届け出が必要です。届出書は、対象となる土地を管轄する県農林（水産）事務所森林・林業室に提出してください。 【売買等の契約について】次の7つの契約を言います。 ①売買契約、②贈与契約、③交換契約、④地上権を設定し又は移転する契約、⑤地役権を設定する契約、⑥使用貸借による権利を設定し又は移転する契約⑦賃借権を設定し又は移転する契約 届出対象の土地であるかどうかは、下記ホームページでご確認いただけます。水源地域に指定された土地となっているかどうかを確認した上で、地域森林計画の対象民有林であるかどうかをご確認ください。 【水源地域に指定された土地について】大字単位で指定しています。 http://www.pref.mie.lg.jp/common/content/000618145.pdf 【地域森林計画の対象民有林】 http://www.pref.mie.lg.jp/SHINRIN/HP/mori/000117154.htm	届出	①三重県農林水産部森林林業経営課 ②伊勢農林水産事務所森林・林業室（林業振興課）	①059-224-2564 ②0596-27-5265
15	農地法	登記地目が田・畑などの農地又は登記地目に関わらず現況が農地である場合は、農地法の転用手続きが必要です。転用する農地の所在地及び面積により、市町又は県が許可権者になりますが、申請窓口は全て各市町農業委員会になりますので、詳細は各市町農業委員会にお問い合わせください。 ※接地面が支柱や基礎部分のみであっても転用手続きが必要になる場合がありますので、詳しくは右記に確認ください。	許可又は届出	・鳥羽市農水商工課農林係 ・三重県農林水産部農地調整課	・0599-25-1231 ・059-224-2550
16	三重県環境影響評価条例	土地の造成を行う場合、施行区域の面積が10ha以上のものは簡易的環境アセスメント、20ha以上のものは環境アセスメントの実施が必要になります。 「大規模太陽光発電（メガソーラー）事業と環境アセスメントについて」 http://www.pref.mie.lg.jp/eco/assess/87949000001.htm	環境影響評価手続き	三重県環境生活部地球温暖化対策課	059-224-2366

NO	法令等名	主な手続きの概要	手続きの類型	相談窓口	電話番号
17	自然環境保全法 (三重県自然環境保全条例)	三重県自然環境保全地域内で開発行為を行う場合は、条例に基づく以下の手続きが必要です。 ・特別地区で開発行為を行う場合は許可が必要です。 (自然環境の保全に支障を及ぼす恐れが少ないこと) ・普通地区でパネル面積が 200 m²を超える開発行為を行う場合は届出が必要です。	許可 又は届出	伊勢農林水産事務所森林・林業室(森林保全課)	0596-27-5183
		1ヘクタールを超える自然地(樹林地、農地、湿地等)が含まれた開発行為を行う場合は、条例に基づく開発行為届出が必要になります。 http://www.pref.mie.lg.jp/MIDORI/HP/shizen/05978000396.htm	届出		
		開発(事前調査を含む。)に伴い、三重県指定希少野生動植物種の生きている個体の捕獲、採取、殺傷、損傷(以下捕獲等といいます。)をしようとする者は、30 日前までに、知事に届出が必要となります。 届出があった場合であっても、その種の存続に支障を及ぼす恐れがあると認められるときは、捕獲等を禁止・制限等する場合があります。 http://www.pref.mie.lg.jp/MIDORI/HP/shizen/04803000595.htm	届出	三重県農林水産部みどり共生推進課	059-224-2578
18	鳥獣保護管理法	鳥獣保護区内の特別保護区に建築物等を新築・改築・増築する場合、または、同区内で木竹の伐採をする場合は許可が必要です。 (三重県鳥獣保護区等位置図)以下ページ内に掲載されています。 http://www.pref.mie.lg.jp/SHINRIN/HP/mori/000126727.htm	許可	三重県農林水産部獣害対策課	059-224-2020
19	絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律	生息地等保護区域内において各種の開発行為を行う場合、許可又は届出が必要です。	許可 又は届出	中部地方環境事務所野生生物課	052-955-2139

NO	法令等名	主な手続きの概要	手続きの類型	相談窓口	電話番号
20	景観法 (三重県景観づくり 条例)	①右記9市の景観計画に基づく手続きについては、別途該当市の景観法所管課にお尋ねください。 ②以下の項目に該当する場合は、三重県景観計画に基づく手続きが必要です。ただし、熊野川流域景観計画の区域においては、規模に関わらず届出が必要となります。 ・工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更(太陽光発電施設については、高さ13mを超えるもの又は太陽電池モジュールの合計面積が1,000㎡を超えるもの。擁壁、さく、塀については、高さ5m超かつ長さ10mを超えるもの。) ・開発行為又は土地の開墾その他土地の形質の変更(行為に係る土地の面積の合計が3,000㎡超、又は行為に伴い生じる擁壁・法面が高さ5m超かつ長さ10m超) ・建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更(高さ13mを超えるもの又は建築面積1,000㎡を超えるもの) http://www.pref.mie.lg.jp/KEIMACHI/HP/p0016000009.htm	届出	①建設課まちづくり整備室 ②三重県県土整備部都市政策課	①0599-25-1177 ②059-224-2748
21	都市緑地法	緑地保全地域では、建築物その他の工作物の新築等を行う場合は届出が必要です。また、特別緑地保全地区では、許可が必要となります。	許可	三重県県土整備部都市政策課	059-224-2718
22	三重県土採取規制 条例	1,000㎡以上の切土行為で、他法令(災害の防止に関すること)の対象外のものは当該条例の認可が必要です。	認可	三重県志摩建設事務所 管理課	0599-43-9627
23	道路法	・工事等で県が管理する道路を占用等する場合は、許可が必要です。 ・国が管理する道路の場合は、国土交通省中部地方整備局三重河川国道事務所、市町が管理する道路の場合は、各市町の土木担当課が窓口です。	許可	三重県志摩建設事務所 管理課	0599-43-9627
24	三重県屋外広告物 条例	看板等を設置する場合、許可が必要な場合があります。	許可	三重県志摩建設事務所 管理課	0599-43-9627

NO	法令等名	主な手続きの概要	手続型の類型	相談窓口	電話番号
25	土壌汚染対策法 （三重県生活環境の 保全に関する条例）	3,000 ㎡以上の土地の形質を変更しようとするときは、土壌汚染対策法第4条第1項に基づき、着手日の 30 日前までに届出が必要となります。ただし、次のいずれにも該当しない土地の形質の変更については、届出は不要となります。 ① 土壌を当該土地の形質の変更の対象となる土地の区域外へ搬出すること ② 土壌の飛散又は流出を伴う土地の形質の変更を行うこと ③ 土地の形質の変更に係る部分の深さが 50cm 以上であること なお、届出された土地において、特定有害物質による汚染のおそれがあると認められるときは、土壌汚染対策法第4条第2項に基づき、当該土地の汚染の状況について調査命令がかかることがあります。 また、3,000 ㎡以上の土地の形質を変更しようとするときは、三重県生活環境の保全に関する条例第72条の2第1項に基づき、当該土地における過去の特定有害物質の製造、使用その他の取扱いを行っていた工場等の設置の状況その他の規則で定める事項を調査し、その結果を記録する必要があります。	届出	南勢志摩地域活性化局 環境室	0596-27-5405
26	国土利用計画法	一定面積以上の土地売買等をする場合は、届出が必要です。 ① 市街化区域 2,000 ㎡以上 ② ①を除く都市計画区域 5,000 ㎡以上 ③ 都市計画区域以外の区域 10,000 ㎡以上 http://www.pref.mie.lg.jp/common/06/ci500004023.htm	届出	三重県地域連携部 水資源・地域プロジェクト課	059-224-2010
27	道路交通法	発電設備の工事等の際に道路を使用する場合、事前に所轄警察署の許可が必要です。 ①設置工事、作業の際に道路を使用する場合 ②運搬及び建設時に、車両の積載重量、大きさ又は積載方法の制限を超えて運転する場合	許可	鳥羽警察署	0599-25-0110
28	建築基準法	土地に自立する再生可能エネルギー発電設備については、架台下の空間に人が立ち入るもの（メンテナンスのみに立ち入るものを除く）、又は、架台下の空間を居住、執務、作業、集会、娯楽、物品の保管若しくは格納その他の屋内的な用途に使用するものは、建築物に該当し、原則として建築確認申請が必要です。	確認申請	① 階数4以上又は 2,000 ㎡以上の建築物は、三重県県土整備部建築開発課	① 059-224-2709
29	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律	建築物※の新築、増築、改築で当該部分の床面積の合計が 300 ㎡以上の規模の場合は、届出が必要です。 ※土地に自立する太陽光発電設備の取扱いは、No.28 を参照	届出	② ①の規模以外の建築物は、志摩建設事務所建築開発課	② 0599-43-5125

NO	法令等名	主な手続きの概要	手続型の類型	相談窓口	電話番号
30	三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例	①開発行為等において、歩道、公園緑地を設置する場合は、事前に協議が必要となります。 ②建築物※のうち、特定施設に該当するものの新築等を行う場合は、事前に協議が必要となります。 ※土地に自立する太陽光発電設備の取扱い、No.28を参照 http://www.pref.mie.lg.jp/UD/HP/20877012606.htm	事前協議	①三重県健康福祉部健康福祉総務課 ②については以下のとおり イ 階数4以上又は2,000㎡以上の建築物は、三重県県土整備部建築開発課 ロ イの規模以外の建築物は、志摩建設事務所建築開発課	①059-224-3349 ② イ 059-224-2709 ロ 0599-43-5125
31	電気事業法	出力規模によって、以下の手続きが必要となります。 ・工事計画、保安規程の届出、電気主任技術者の選任、使用前自主検査の実施、使用前自己確認の実施、安全管理審査の実施等	届出	中部近畿産業保安監督部電力安全課	052-951-2817
32	消防法	発電事業の実施に際して、危険物に指定される物質を一定量使用する場合、事前に許可が必要です。	許可	鳥羽市消防本部	0599-25-2821
33	騒音規制法、振動規制法 (三重県生活環境の保全に関する条例)	(特定)建設作業を伴う建設工事を施工しようとする者は、所定の届出が必要です。 http://www.pref.mie.lg.jp/eco/earth/12145014720.htm ※(特定)建設作業の種類 (機種・作業内容等によっては該当しない作業もあります。) (1)騒音関係 ・くい打機・くい抜機・くい打くい抜機、びょう打機、さく岩機、空気圧縮機、一定出力以上のバックホウ・トラクターショベル・ブルドーザーを使用する作業 ・一定規模以上のコンクリートプラント又はアスファルトプラントを設けて行う作業 (2)振動関係 ・くい打機・くい抜機・くい打くい抜機、鋼球、舗装版破砕機、ブレーカーを使用する作業	届出	鳥羽市環境課環境保全係	0599-25-1147
34	建設リサイクル法	特定建設資材(コンクリート、アスファルト、コンクリート及び鉄からなる建設資材、木材)を用いた建築物や土木工作物等を解体する工事又は特定建設資材を使用する新築工事や土木工事であって、一定規模以上の工事の場合、届出又は通知をしなければなりません。	届出	志摩建設事務所工事統括課	0599-43-5351
35	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	指定区域(最終処分場跡地)において、宅地造成、土地の掘削、工作物の設置、開墾等、土地の形質の変更を行おうとする場合には、届出が必要です。 http://www.pref.mie.lg.jp/eco/cycle/11153014408.htm	届出	南勢志摩地域活性化局 環境室	0596-27-5405

NO	法令等名	主な手続きの概要	手続型の類型	相談窓口	電話番号
36	地上設置型太陽光発電システムの設計ガイドライン	太陽光発電設備は、「電気設備の技術基準の解釈」に従い「JIS C8955:2004 太陽電池アレイ支持物設計標準」に基づいて構造設計されているはずであるが、誤った設計、あるいは設計されていないケースも見受けられ、被害事例の多くは不適切な設計による構造耐力の不足が要因となっていることから、地上設置型太陽光発電システムの設計ガイドラインにて基準を示していく。 http://www.jpea.gr.jp/topics/guideline2019.html	基準	国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構(NEDO)	ホームページのみ
37	鳥羽市民の環境と自然を守る条例 (開発行為の届出、自然保護協定締結)	自然景観及び緑地並びに水源確保のため必要な山林(以下「緑地等」という。)の確保に影響を及ぼすおそれのある地域(都市計画法(昭和43年法律第100条)第8条第1項第1号に規定する用途地域外にある地域に限る。)で1,000㎡以上の宅地造成その他の土地の区画形質の変更を伴う開発行為をしようとする者は、届け出なければならない。 また、開発行為をしようとする者は、あらかじめ自然の破壊の防止、植生の回復その他自然の保護のための必要な事項を内容とする自然保護協定を締結する必要がある。	届出 協定締結	環境課環境保全係	0599-25-1147
38	三重県太陽光発電施設の適正導入に係るガイドライン	H30.3.26までの期間にFIT法に基づき認定申請した発電事業で、次の発電事業を計画している場合は、三重県及び市へ事前相談するとともに、届け出を行わなければならない。また、認定申請日や下記事業に関わらず、すべての発電事業について地域住民等の理解を求めることに努めなければならない。 ・太陽光発電設備のうち、発電出力50kw以上のもの	届出	①三重県雇用経済部ものづくり・イノベーション課 ②環境課環境保全係	①059-224-2316 ②0599-25-1147
39	鳥羽市における再生可能エネルギー発電事業と自然環境等の保全との調和に関する条例	H30.3.27以降にFIT法に基づき認定申請する発電事業で、次の発電事業を計画している場合は、市へ事前相談するとともに、届け出を行わなければならない。また、認定申請日や下記事業に関わらず、すべての発電事業について地域住民等の理解を求めることに努めなければならない。 ・太陽光発電設備のうち、面積1,000㎡以上、発電出力50kw以上のもの ・風力をエネルギー源とする発電設備のうち、高さが10メートルを超えるもの ・バイオマスをエネルギー源とする発電設備	届出	環境課環境保全係	0599-25-1147
40	環境影響評価法	太陽電池発電所を設置する場合、出力が4万kW以上のものは第1種事業、3万kW以上4万kW未満のものは第2種事業として環境アセスメントの実施が必要になります。「発電所環境アセスメント情報」 https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/sangyo/electric/detail/index_assessment.html	環境影響評価 手続き	経済産業省電力安全課	03-3501-1742
41	三重県土砂等の埋立て等の規制に関する条例	土砂等の埋立て等を行おうとする者は、3,000㎡以上かつ高さ1mを超える埋立て等を行おうとするときは、埋立て等区域ごとに、あらかじめ知事の許可が必要です。また、許可申請に先立って、埋立て等区域の周辺地域の住民に対し、申請書の内容を周知させるための説明会を申請日の30日前までに開催する必要があります。	許可	南勢志摩地域活性化局 環境室	0596-27-5405
42	鳥羽市景観計画 (鳥羽市景観条例)	対象となる区域や良好な景観の形成に関する方針、建築物の新築等に係る行為の制限に関する事項などを定めています。該当の事業については届出が必要です。	届出	建設課まちづくり整備室	0599-25-1177

※ この一覧は、本市独自に作成したもので、すべての関連する法令等を完全網羅しているものではありません。あくまで参考としてください。

6. 事業計画の調整（条例第7条関連、本編P3の資料）書類一覧

NO	号	書類名	条例第7条第1項該当事項			提出要件	明示すべき事項等	提出 要否	提出 チェック
			第1要件	第2要件	第3要件				
1	-	事業計画協議申出書 （様式第3号）	(1) 事業の概要			必須			
2	(1)	事業概要書（様式第4号）	(1) 事業の概要			必須			
3	(2)	立地環境に関する調査概要書（様式第5号）	(1) 事業の概要	(9) 生活環境の保全のための措置		必須			
4	(3)	保守管理に係る計画書（様式第6号）	(1) 事業の概要	(6) 保守点検及び維持管理に関する事項		必須			
5	(4)	生活環境及び景観保全に関する計画書（様式第7号）	(1) 事業の概要	(9) 生活環境の保全のための措置	(10) 景観保全のための措置	必須			
6	(5)	撤去及び処分に関する計画書（様式第8号）	(1) 事業の概要	(7) 撤去及び処分に関する事項		必須			
7	(6)	事業抑制区域の対策に関する申出書（様式第9号）	(1) 事業の概要	(3) 事業区域及びその周辺環境における調査の内容		必須			
8	(7)	地番表（3筆以上の場合）	(2) 事業区域の位置及び区域			3筆以上の場合	地番の若い順に町名、地番、地積（公簿）、所有者その他の権利者を記入		
9	(8)	土地（建物）の登記事項証明書の写し	(2) 事業区域の位置及び区域			必須			
10	(9)	地籍図（公図）の写し	(2) 事業区域の位置及び区域			必須	土地の地番及び形状		
11	(10)	地籍図（公図）集合図	(2) 事業区域の位置及び区域			必須	事業計画区域の境界（赤枠）、並びに土地の地番及び形状、区域外工事の範囲		
12	(11)	求積図	(2) 事業区域の位置及び区域			必須	事業計画区域内全体の求積図		

NO	号	書類名	条例第7条第1項該当事項			提出要件	明示すべき事項等	提出 要否	提出 チェック
			第1要件	第2要件	第3要件				
13	(12)	権利関係調書	(2) 事業区域の 位置及び区域			必須	事業計画区域内の土地所有者、それ以外の権利 者、同意者の詳細と集計がわかるもの		
14	(13)	関係権利者の同意書 (印鑑証明書添付)	(2) 事業区域の 位置及び区域			該当の事業区域の土地に権利を有する 者がある場合	施行の妨げとなる権利(所有権等)を有する者 の同意 (三重開発許可申請第4号様式)		
15	(14)	事業計画区域の位置図 及び区域図	(2) 事業区域の 位置及び区域			必須	事業計画区域とその位置、主要道路、主要交通 機関からの経路、名称、排水先の河川への系路、 学校、その他目標となる地物及び方位		
16	(15)	現況図	(2) 事業区域の 位置及び区域	(9) 生活環境の 保全のための措置	(4) 設計におけ る配慮事項	必須	方位、地形、開発区域の境界(赤枠)開発区域 内及びその周辺の公共施設並びに高さ10m 以上の健全な樹木又は樹木の集団及び高さ1 mを超える切土又は盛土部分の表土の状況		
17	(16)	現況写真	(2) 事業区域の 位置及び区域			必須	現状の周辺区域の状況や排水を流す川水路、土 地の形状等が確認できる写真を複数枚		
18	(17)	土地利用計画図	(2) 事業区域の 位置及び区域	(9) 生活環境の 保全のための措置	(4) 設計におけ る配慮事項	必須	方位、開発区域の境界、工区界、公共施設の位 置及び形状、予定建築物等の敷地の形状及び用 途、公益的施設若しくは樹木又は樹木の集団並 びに緩衝帯の位置及び形状		
19	(18)	実測図に基づく公共施 設の新旧対照図	(2) 事業区域の 位置及び区域	(4) 設計におけ る配慮事項		既存の公共施設がある場合	方位、開発区域の境界、既存、新設の公共施設 の位置及び対照番号、色分け。色分けは次のと おり (新設) (既存) (廃止) 道路 赤 茶 黄 水路 緑 青 空		
20	(19)	設計説明書	(4) 設計におけ る配慮事項			造成を行う場合	設計の方針、工区計画、事業計画区域内の土地 現況、土地利用計画、公共施設計画 (三重開発許可申請第3号様式)		

N0	号	書類名	条例第7条第1項該当事項			提出要件	明示すべき事項等	提出 要否	提出 チェック
21	(20)	造成計画平面図	(4) 設計における配慮事項			造成を行う場合	方位、開発区域の境界、切土（茶色）又は盛土（緑色）をする土地の部分の色分け、がけ、擁壁の位置、道路の位置・形状・幅員・勾配及び記号、縦横断線の位置と記号、工区界、地形（等高線）、宅地の地盤高及び面積		
22	(21)	造成計画断面図	(4) 設計における配慮事項			造成を行う場合に、高低差の著しい箇所について作成すること。	切土（茶色）又は盛土（緑色）をする前後の地盤面、擁壁・がけの位置		
23	(22)	道路計画平面図	(4) 設計における配慮事項	(5) 施工における配慮事項		事業計画区域内に道路を新設する場合	道路の中心線幅員、勾配及び延長		
24	(23)	道路計画縦断図	(4) 設計における配慮事項	(5) 施工における配慮事項		事業計画区域内に道路を新設する場合	測点、勾配、計画高、地盤高、単距離、追加距離、縦断曲線、平面曲線		
25	(24)	道路断面図	(4) 設計における配慮事項			事業計画区域内に道路を新設する場合	路面・路盤の詳細、雨水枳及び取付管の形状、道路側溝の位置・形状及び寸法、埋設管の位置、道路幅員及び横断勾配		
26	(25)	土工定規図	(4) 設計における配慮事項			造成を行う場合	道路等の切盛断面の標準断面図		
27	(26)	安定計算書	(4) 設計における配慮事項			造成を行う場合	造成工事の安定計算の概要・設計条件・計算式・計算結果など		
28	(27)	再生可能エネルギー発電設備の構造図及び配線図	(4) 設計における配慮事項			必須	再生可能エネルギー発電設備の構造図及び配線図		
29	(28)	再生可能エネルギー発電設備・架台及び基礎の構造計算書	(4) 設計における配慮事項	(9) 生活環境の保全のための措置		必須	再生可能エネルギー発電設備・架台及び基礎の構造計算書		
30	(29)	予定建築物の図面（平面図及び立面図）	(4) 設計における配慮事項	(10) 景観保全のための措置		建築物（再エネ設備含む）がある場合	予定建築物（再エネ設備含む）の図面（平面図・立面図）		
31	(30)	構造計算書又は建築確認済証の写し	(4) 設計における配慮事項	(9) 生活環境の保全のための措置		建築物がある場合	構造計算書は建築構造物等の構造計算の概要・仮定条件・計算式・計算結果など		

NO	号	書類名	条例第7条第1項該当事項			提出要件	明示すべき事項等	提出 要否	提出 チェック
			第1要件	第2要件	第3要件				
32		各設備の保守点検実施計画書	(6) 保守点検及び維持管理に関する事項			必須	様式第6号の添付書類 日常巡視点検、定期巡視点検、精密点検の時期回数、緊急時の対応等の詳細な計画		
33		事業区域の維持管理実施計画書	(6) 保守点検及び維持管理に関する事項			必須	様式第6号の添付書類 除草、植栽等維持、土砂流出防止施設、排水施設等の維持管理に係る詳細な計画		
34	(31)	がけ断面図	(8) 土砂等の流出及び崩壊を防止する計画	(4) 設計における配慮事項		切土をした土地の部分に生ずる高さが2mをこえるがけ、盛土をした土地の部分に生ずる高さが1mを超えるがけ又は切土と盛土とを同時にした土地の部分に生ずる高さが2mをこえるがけについて作成すること。 ・擁壁で覆われるがけ面については、設計条件を示すこと。	がけの高さ・勾配及び土質（土質の種類が2以上であるときは、それぞれの土質及びその地層の厚さ）、切土又は盛土する前の地盤面並びにがけ面の保護の方法		
35	(32)	擁壁断面図	(8) 土砂等の流出及び崩壊を防止する計画	(4) 設計における配慮事項		擁壁を設置する場合	擁壁の寸法及び勾配、擁壁の材料の種類及び寸法、裏込めコンクリートの寸法、透水層の位置及び寸法、擁壁を設置する前後の地盤面、基礎地盤の土質、水抜穴の寸法・間隔、基礎ぐいの位置・材料及び寸法、原則として構造計算書を添付（練積造は除く。）		
36	(33)	雨水施設設計計画平面図	(8) 土砂等の流出及び崩壊を防止する計画	(4) 設計における配慮事項		雨水施設がある場合	排水区域の区域界並びに排水施設の位置、種類、材料、形状、内のり寸法、勾配、水の流れの方向、吐口の位置、放流先の名称、排水施設の記号、集水系統ブロック別の記号		
37	(34)	排水施設構造図	(8) 土砂等の流出及び崩壊を防止する計画	(4) 設計における配慮事項		終末処理施設を設置する場合は別に図書を添付すること。	構造詳細図（開渠、暗渠、落差工、マンホール、雨水樹、吐口）		

NO	号	書類名	条例第7条第1項該当事項			提出要件	明示すべき事項等	提出 要否	提出 チェック
			第1要件	第2要件	第3要件				
38	(35)	流末水路構造図	(8) 土砂等の流出及び崩壊を防止する計画	(4) 設計における配慮事項		流末水路がある場合	流末水路の構造図		
39	(36)	排水計画縦断面図	(8) 土砂等の流出及び崩壊を防止する計画	(4) 設計における配慮事項		必須	マンホール記号、マンホールの種類・位置及び深さ、排水管勾配、マンホール間距離、管径、土被り、計画地盤高、地盤高、管底高		
40	(37)	排水流量計算書	(8) 土砂等の流出及び崩壊を防止する計画	(4) 設計における配慮事項		原則として1 ha以上の造成の場合	排水流量の計算の詳細		
41	(38)	調整池構造図	(8) 土砂等の流出及び崩壊を防止する計画	(4) 設計における配慮事項		調整池を設置する場合	調整池の詳細		
42	(39)	防災工事計画平面図	(8) 土砂等の流出及び崩壊を防止する計画	(4) 設計における配慮事項		原則として1 ha以上の造成の場合	方位、等高線、計画道路線、段切位置、ヘドロ除去位置、除去深さ、防災施設の位置・形状・寸法及び名称、流土計画、工事中の雨水排水系路、防災措置時期及び期間		
43	(40)	防災施設構造図	(8) 土砂等の流出及び崩壊を防止する計画	(4) 設計における配慮事項		原則として1 ha以上の造成の場合	防災工事等において設置される施設の詳細		
44	(41)	汚水施設計画平面図	(8) 土砂等の流出及び崩壊を防止する計画	(4) 設計における配慮事項	(9) 生活環境の保全のための措置	汚水施設がある場合	汚水施設の位置、形状、内のり寸法及び排水方法 小規模開発の場合は、雨水施設計画平面図に合わせ図示してもよい。		
45	(42)	下水流量計算書	(8) 土砂等の流出及び崩壊を防止する計画	(4) 設計における配慮事項	(9) 生活環境の保全のための措置	原則として1 ha以上の造成の場合	下水流量の計算の詳細		

NO	号	書類名	条例第7条第1項該当事項			提出要件	明示すべき事項等	提出 要否	提出 チェック
			第1要件	第2要件	第3要件				
46	(43)	給水施設計画平面図	(8) 土砂等の流出及び崩壊を防止する計画	(4) 設計における配慮事項		給水施設がある場合	給水施設の位置、形状、内のり寸法及び取水方法、消火栓の位置 小規模開発の場合は、雨水施設計画平面図に合わせ図示してもよい。		
47		民家等の位置図	(9) 生活環境の保全のための措置			事業区域に隣接する民家等がある場合	様式第7号の添付書類		
48	(44)	消防協議の経過を示す書面	(11) その他市長が必要と認める事項	(4) 設計における配慮事項		消防協議を行った場合	消防協議の具体的な内容		
49	(45)	防火水槽構造図	(11) その他市長が必要と認める事項	(4) 設計における配慮事項		防火水槽を設置する場合	防火水槽の詳細		
50	(46)	地下水量調査書（井戸を用いて給水を行う場合に限る。）	(11) その他市長が必要と認める事項	(4) 設計における配慮事項		井戸からの給水を行う場合	地下水流量の計算の詳細		
51	(47)	申請区域外の工事施行許可書等の写し	(11) その他市長が必要と認める事項	(4) 設計における配慮事項		事業計画区域外で当該事業の関連工事を施工する場合	道路・水路の加工許可書等		

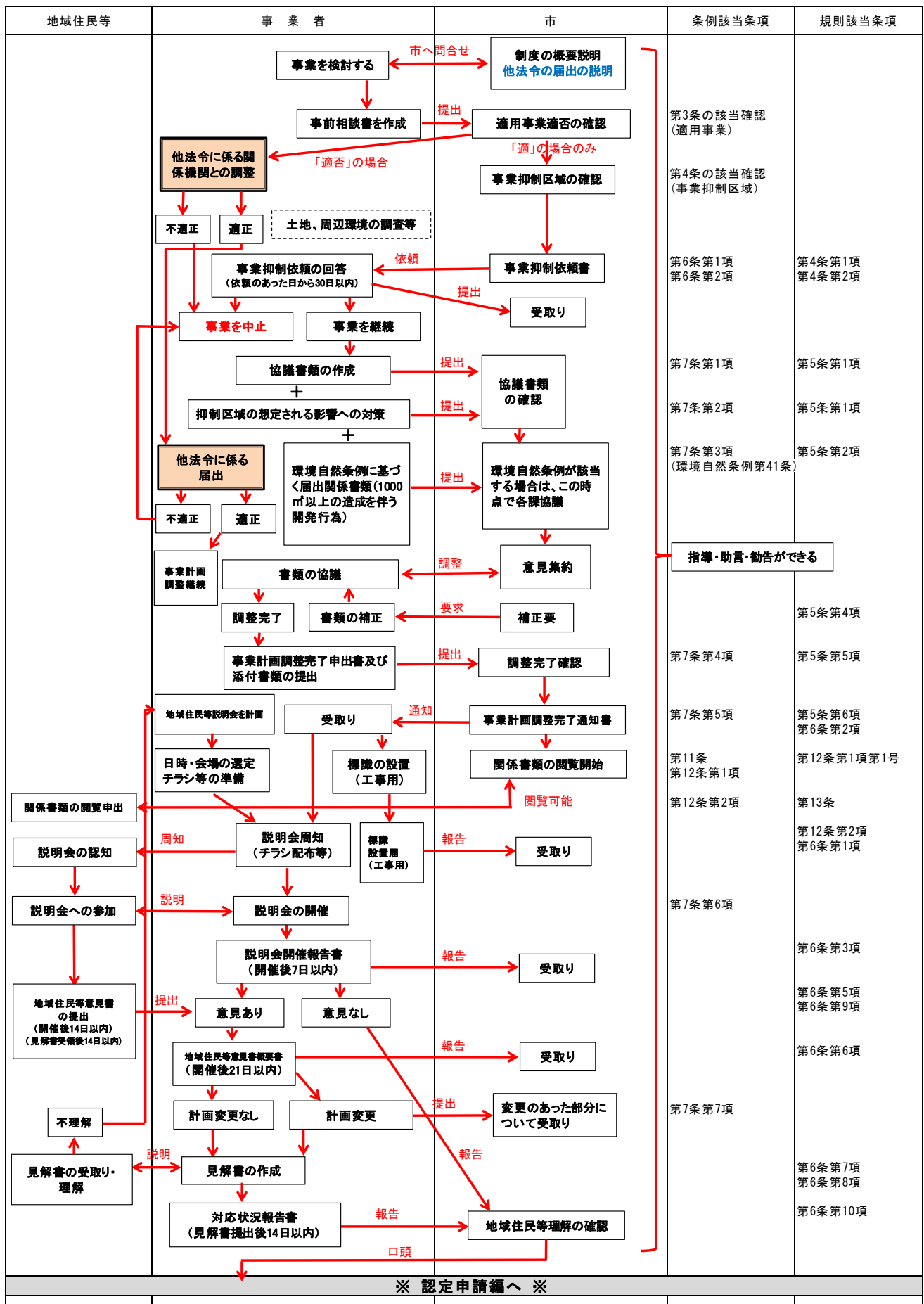
7. 地域住民等質問内容の一例

- ・太陽光発電設備等の保守管理の方法
- ・太陽光パネルの反射光対策
- ・事業区域に土砂災害等の防災対策
- ・事業区域の雨水等の保水機能維持対策
- ・設備の火災予防対策
- ・設置面に関する緑化計画又は土砂流出防止対策
- ・土砂災害や津波によるパネル等の流出対策
- ・騒音・電磁波が発生する機器が、隣接する民家等に影響を及ぼさないための対策
- ・施工時の重機の使用及び大型車の通行による騒音、砂・埃の飛散等の防止対策
- ・施工時の作業日及び作業時間の計画
- ・施設の維持管理における除草剤の使用
- ・国道、県道、市道及び農道に隣接する場合、道路敷地境界から機器までの距離
- ・国道、県道、市道及び農道に隣接する場合、直接見えないよう植栽等の目隠しを設置する具体的な方法
- ・法面に関する緑化計画
- ・施工時の工事車両の安全対策
- ・地域住民等への周知や合意形成方法

など

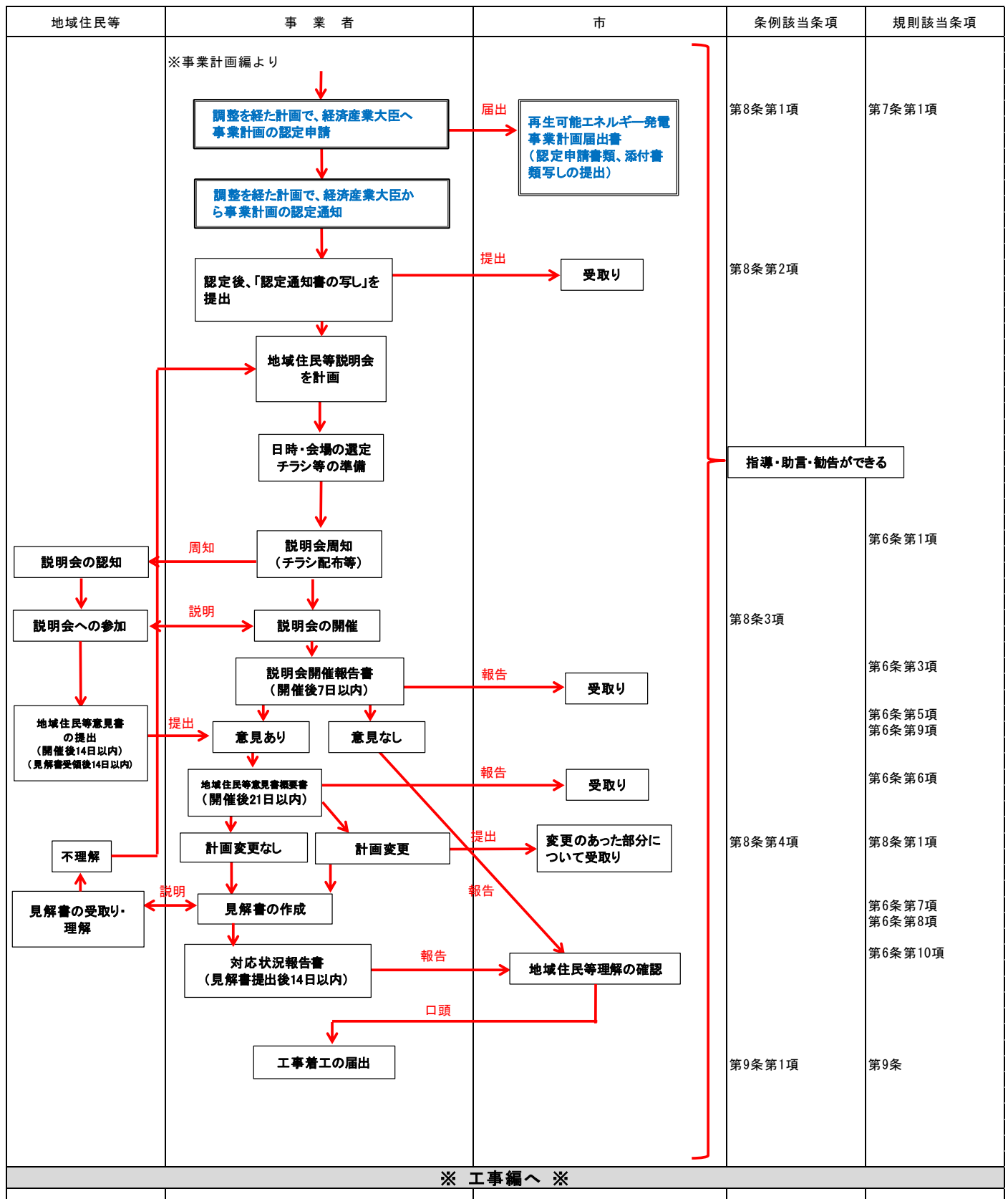
8. 手続きフローチャート

(1) 事業計画編



※青字は「他法令」等に関する行為となります。

(2) 認定申請編



※青字は「他法令」等に関する行為となります。

(3) 工事編

地域住民等	事業者	市	条例該当条項	規則該当条項
	※認定申請編より（災害又は緊急時の工事の場合も下記のとおり同様に行う）			
	工事着工の届出 現場対応 工事完了 工事完了の届出 標識の設置 (通常掲示用) 標識の撤去 (工事用) 適切な運用(発電事業開始)	受取り 現場確認 (監視員) 受取り 受取り 現場確認 (監視員) 工事完了確認通知書 受取り	第9条第1項 第10条第1項 第10条第2項 指導・助言・勧告ができる 第9条第1項 第11条 第10条第1項 第10条第2項	第9条 第11条 第9条 第12条第1項第2号 第12条第2項 第10条
※ 運用編へ ※				

(4) 運用編

地域住民等	事業者	市	条例該当条項	規則該当条項
	※工事編より			
	発電事業の開始(適切な保守点検・維持管理) 受取り 事業実施状況 報告書 現場対応 発電事業終了(継続・廃棄)	事業実施状況 報告依頼書 受取り 現場確認 (監視員)	第13条第1項 第13条第2項 指導・助言・勧告ができる	第14条第1項 第14条第2項

(5) 指導・助言編

地域住民等	事業者	市	条例該当条項	規則該当条項
		この条例の目的を達成するため 必要な指導・助言を行う必要が 発生した場合 指導・助言通知書 通知 (適時) 受取り 行政機関・地域住民等 との調整、協議 指導・助言・勧告 事項回答書 回答 受取り	第14条第1項 第14条第1項	第15条第1項 第15条第1項 第15条第2項 第15条第3項

(6) 勧告編

地域住民等	事業者	市	条例該当条項	規則該当条項
		(1) 「事業計画の調整」手続を経ず に、再エネ特措法第9条第1項の規 定による事業計画の認定の申請を した者 (2) 「地域住民等説明会」を開催し ない者 (3) 「事業計画の届出(変更含 む)」をせず、又は「工事の届出」を せず工事に着工した者 (4) 虚偽の届出をした者 (5) 「毎年報告」、「調査後の報告 や説明」、「資料の提出」をせず、又 は立入調査を拒み、妨げ、若しくは 忌避した者 (6) 指導又は助言に正当な理由が なく従わなかった者 上記に該当する場合 勧告書 勧告 (適時) 受取り 行政機関・地域住民等 との調整、協議 指導・助言・勧告 事項回答書 回答 受取り 未回答・未対応 意見ができる 経済産業省への 報告及び公表の 理由を通知 経済産業省への 報告及び公表 市議会への報告	第14条第2項 第14条第2項 第15条	第15条第4項 第15条第4項 第15条第5項 第15条第2項 第15条第5項 第15条第3項

9. 届出様式の記入例

(1) 事前相談書

鳥羽市再生可能エネルギー発電事業計画の事前相談書

相談年月日	〇〇年〇〇月〇〇日			
相談者氏名	(株)〇〇〇 代表取締役 〇〇 〇〇		電話番号	〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇
事業者	住所	〒〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇		
	事業所・代表者名	(株)〇〇〇 代表取締役 〇〇 〇〇		
	電話番号	〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇	FAX	〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇
	電子メールアドレス	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇		
事業予定場所	所在	鳥羽市 〇〇町 〇〇番〇〇号		
	事業予定地内の全ての地番	〇〇町字〇〇 〇〇番〇〇号、〇〇町字〇〇 〇〇番〇〇号、〇〇町字〇〇 〇〇番〇〇号、〇〇町字〇〇 〇〇番〇〇号		
発電設備の種別	☒ 1 太陽光 ☐ 2 風力 ☐ 3 バイオマス ☐ 4 その他()			
事業規模	計画発電出力	〇〇〇〇〇kw		
	面積等	〇〇㎡ 〇〇基		
添付書類	☒ 位置図 ☒ 事業予定区域図 ☒ 現況写真 ☒ 求積図 ☐ 公図の写し ☐ 土地登記事項証明書の写し ※位置図と事業予定区域図は必ず添付してください。			
相談内容	上記の箇所で、太陽光発電所を計画しているので、事前に添付ファイルを添えて連絡します。 今後、この制度の届出手続きを開始しますので、詳細を教えてください。 また、この事業予定場所がどのような他法令の規制があるのか、教えてください。			

(2) 事業抑制依頼書(様式第1号)

様式第1号(第4条関係)

〇〇 第 〇〇〇 号

〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日

株式会社 〇〇〇

代表取締役 〇〇 〇〇 様

鳥羽市長 〇〇 〇〇

印

事業抑制依頼書

あなた(貴社)の計画している下記の事業区域は、鳥羽市における再生可能エネルギー発電事業と自然環境等の保全との調和に関する条例第4条の規定に基づき指定された事業抑制区域を含むため、予定している事業の中止について検討されるよう依頼します。

記

1 事業区域の所在地 鳥羽市 〇〇町 〇〇〇番地 〇〇 他 〇筆

2 予定している事業内容 太陽光発電事業

3 理由

次の事業抑制区域に該当するため

(1) 自然公園法第5条の規定により指定された国立公園(普通地域)

(2) 文化財保護法(昭和25年法律第214号)第93条第1項に規定する周知の埋蔵文化財包蔵地

(3) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第1項及び第9条第1項の規定により指定された土砂災害警戒区域

4 回答期限 〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日

(3) 事業抑制依頼回答書(様式第2号)

様式第2号(第4条関係)

事業抑制依頼回答書

市から事業抑制依頼のあった
日から30日以内に回答してく

〇〇年〇〇月〇〇日

鳥羽市長 〇〇 〇〇 様

事業者 住所 〇〇市〇〇町〇〇番地

株式会社〇〇〇

氏名 代表取締役 〇〇 〇〇

(法人その他の団体にあつては、所在地、名称
及び代表者の氏名)

電話番号(〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇)

事業抑制依頼書(〇〇年〇〇月〇〇日 〇〇第〇〇〇号)に対して、鳥羽市における
再生可能エネルギー発電事業と自然環境等の保全との調和に関する条例第6条第2項
の規定により、次のとおり回答します。

予定して	所在地	鳥羽市〇〇町〇〇〇番地〇〇 他〇筆
いる事業	面積等	〇, 〇〇〇. 〇〇 m ² 基
再生可能エネルギー 発電設備の種別	① 太陽光 2 風力 3 バイオマス () 4 その他 ()	
事業中止の可否	否	
事業を中止できない場 合の理由	事業予定区域の一部が、土砂災害警戒区域に含まれているが、〇 〇〇〇〇対策を行うことで土砂災害を未然に防止し、遊休地 を安全に有効活用が図れ、国が進める新エネルギー政策にも貢献で きると考えるため。	

バイオマス発電の場合は燃料種別(例:木質チ
ップ等)を記入してください

備考 この様式に記入しきれない場合は、別紙に記入し添付してください。

(4) 事業計画協議申出書(様式第3号)

様式第3号(第5条関係)

事業計画協議申出書

〇〇年〇〇月〇〇日

鳥羽市長 〇〇 〇〇 様

事業者 住所 〇〇市〇〇町〇〇番地

株式会社〇〇〇

氏名 代表取締役 〇〇 〇〇

(法人その他の団体にあつては、所在地、名称
及び代表者の氏名)

電話番号(〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇)

電子メールアドレス(xxxxxx@〇〇〇.co.jp)

鳥羽市における再生可能エネルギー発電事業と自然環境等の保全との調和に関する
条例第7条第1項の規定により、関係書類を添えて次のとおり申し出ます。

事業名称	〇〇〇太陽光発電所	
事業計画	所在地	鳥羽市〇〇町〇〇〇番地〇〇 他〇筆
	面積等	〇, 〇〇〇. 〇〇 m ² 基
再生可能エネルギー 発電設備の種別	1 太陽光 2 風力 3 バイオマス () 4 その他 (バイオマス発電の場合は燃料種別(例:木質チップ等)を記入してください)	
想定発電出力	〇〇〇 kW	
想定年間発電電力量	〇〇〇, 〇〇〇 kWh	
国への事業計画認定申 請予定時期	〇〇年〇〇月	

備考 事業名称は、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法(平成23年法律
第108号)第9条の規定による認定申請予定事業名を記入してください。

(5) 事業概要書 (様式第4号)
様式第4号 (第5条関係)

事業概要書

事業計画協議申出書の提出日と同じ日付けを記入してください

〇〇年〇〇月〇〇日

鳥羽市長 〇〇 〇〇 様

事業者 住所 〇〇市〇〇町〇〇番地

株式会社〇〇〇

氏名 代表取締役 〇〇 〇〇

(法人その他の団体にあつては、所在地、名称
及び代表者の氏名)

電話番号 (〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇)

事業名称	〇〇〇太陽光発電所	
事業計画	所在地	鳥羽市〇〇町〇〇〇番地〇〇 他〇筆
	面積等	〇, 〇〇〇. 〇〇 m ² 基
期間	工事予定期間	〇〇年〇〇月〇〇日から 〇〇年〇〇月〇〇日まで
	発電予定期間	〇〇年〇〇月〇〇日から 〇〇年〇〇月〇〇日まで
再生可能エネルギー発電設備の概要	エネルギー種別	太陽光
	想定発電出力	〇〇〇 kW
	年間想定発電量	〇〇〇, 〇〇〇 kWh
	製造事業者名	株式会社〇〇〇〇〇
	形式番号	XX-〇〇〇X
	設置枚数・基数・高さ	〇, 〇〇〇 枚 基 m
	設置(建屋)面積	〇, 〇〇〇 m ²
	発生騒音量(公称値)	〇〇 dB
附属設備等 (パワーコンディショナー等)	製造事業者名	〇〇電機株式会社
	製品型番等	〇〇-〇〇〇XX
	設置箇所数	〇 箇所

風力・バイオマス発電の場合は、発生騒音量の最大値を記入してください

	容量	〇〇〇 kWh×〇基
	定格出力	〇〇〇 kW
	発生騒音量(公称値)	〇〇 dB
土地所有者	住所	鳥羽市〇〇町〇〇〇番地〇
	氏名	〇〇開発株式会社
	電話番号	〇599-〇〇-〇〇〇〇
工事施行者 (土木工事)	住所	鳥羽市鳥羽〇丁目〇〇-〇
	氏名	株式会社△△土木 代表取締役〇〇〇〇
	電話番号	〇599-〇〇-〇〇〇〇
工事施行者 (設備工事)	住所	〇〇市〇〇町〇〇番地
	氏名	株式会社〇〇〇 代表取締役〇〇〇〇
	電話番号	〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇
工事施行者 (電気工事)	住所	伊勢市〇〇町〇〇〇番地〇〇
	氏名	〇〇電気株式会社 代表取締役〇〇〇〇
	電話番号	〇596-〇〇-〇〇〇〇
再生可能エネルギー発電事業者	住所	〇〇市〇〇町〇〇番地
	氏名	株式会社〇〇〇 代表取締役〇〇〇〇
	電話番号	〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇
保守点検責任者	住所	鳥羽市鳥羽〇丁目〇〇-〇
	氏名	☆☆工業株式会社 代表取締役〇〇〇〇
	電話番号	〇599-〇〇-〇〇〇〇
	保守内容	設備の維持管理及び電気設備の点検
	点検の頻度	年間 12 回(定期巡視点検)
系統接続に係る事項	接続契約締結予定日	〇〇年〇〇月〇〇日 予定
	接続契約締結予定先	中部電力株式会社
事業実施行程	造成工事開始予定日	〇〇年〇〇月〇〇日
	設置工事開始予定日	〇〇年〇〇月〇〇日
	系統連係予定日	〇〇年〇〇月〇〇日
	運転開始予定日	〇〇年〇〇月〇〇日

	運 転 終 了 予 定 日	〇〇年〇〇月〇〇日まで
事業終了後の撤去及び処分に関する事項	設備更新予定の有無	有 ・ 無
	撤去及び処分費用の概算金額	〇, 〇〇〇万円
	撤去及び処分費用の調達計画	売電開始後〇〇年間、毎月〇〇万円を積み立てます。
	撤去の予定時期	〇〇年〇〇月頃に撤去完了予定
	処分の方法	※様式第8号に記載
緊急時の連絡先	住所	鳥羽市鳥羽〇丁目〇〇-〇
	氏名	☆☆工業株式会社 担当者〇〇〇〇
	電話番号	〇599-〇〇-〇〇〇〇
	電子メールアドレス	〇〇〇〇〇〇@☆☆.co.jp

備考 工事施行者、再生可能エネルギー発電事業者、保守点検責任者が法人である場合は、当該者に係る住所及び氏名の欄には、所在地、名称及び代表者の氏名を記載してください。

(6) 立地環境に関する調査概要書(様式第5号)
様式第5号(第5条関係)

事業計画協議申出書の提出日と同じ日
付けを記入してください

立地環境に関する調査概要書

〇〇年〇〇月〇〇日

鳥羽市長 〇〇 〇〇 様

事業者 住所 〇〇市〇〇町〇〇番地

株式会社〇〇〇

氏名 代表取締役 〇〇 〇〇

(法人その他の団体にあつては、所在地、名称
及び代表者の氏名)

電話番号(〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇)

1 事業区域の位置

事業名称	〇〇〇太陽光発電所
所在地	鳥羽市〇〇町〇〇〇番地〇〇 他〇筆
面積等	〇, 〇〇〇. 〇〇 m ² 基

2 事業抑制区域の状況

(1) 条例第4条第1項の規定に基づく区域

○	自然公園法(昭和32年法律第161号)第5条の規定により指定された国立公園
	特別保護地区
	第1種特別地域
	第2種特別地域
	第3種特別地域
	○ 普通地域
	都市計画法(昭和43年法律第100号)第8条第1項の規定により定めた同項第7号の風致地区

○	文化財保護法(昭和 25 年法律第 214 号)第 93 条第 1 項に規定する周知の埋蔵文化財包蔵地
	文化財保護法第 109 条、同法第 110 条、三重県文化財保護条例(昭和 32 年三重県条例第 72 号)第 35 条又は鳥羽市文化財保護条例(昭和 44 年条例第 23 号)第 5 条第 1 項の規定により指定された史跡名勝天然記念物又は文化財を有する区域
○	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成 12 年法律第 57 号)第 7 条第 1 項及び第 9 条第 1 項の規定により指定された区域
	土砂災害特別警戒区域(第 9 条第 1 項)
○	土砂災害警戒区域(第 7 条第 1 項)
	砂防法(明治 30 年法律第 29 号)第 2 条の規定により指定された砂防指定地
	地すべり等防止法(昭和 33 年法律第 30 号)第 3 条第 1 項の規定により指定された地すべり防止区域
	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和 44 年法律第 57 号)第 3 条第 1 項の規定により指定された急傾斜地崩壊危険区域
	河川法(昭和 39 年法律第 167 号)第 6 条第 1 項に規定する河川区域及び同法第 54 条第 1 項の規定により指定された河川保全区域
	海岸法(昭和 31 年法律 101 号)第 3 条第 1 項の規定により指定された海岸保全区域
	港湾法(昭和 25 年法律第 218 号)第 2 条第 3 項に規定する港湾区域及び同法第 37 条第 1 項の規定により指定された港湾隣接地域
	都市計画法第 8 条第 1 項第 9 号の規定により定められた臨港地区及び港湾法第 38 条第 1 項の規定により定められた臨港地区
	森林法(昭和 26 年法律第 249 号)第 25 条及び同法第 25 条の 2 の規定により指定された保安林
	農業振興地域の整備に関する法律(昭和 44 年法律第 58 号)第 8 条第 2 項第 1 号に規定する農用地区域

	漁港漁場整備法(昭和25年法律第137号)第6条第1項から第4項までの規定により指定された漁港区域
	三重県水源地域の保全に関する条例(平成27年三重県条例第45号)第11条第2項の規定により指定された水源地域及び同条第3項の規定により指定された特定水源地域

(2) 条例第4条第2項の規定に基づき市長が指定した区域

	農地法及び農業振興地域の整備に関する法律の規定に基づき指定された
	甲種農地
	第1種農地
	第2種農地
	第3種農地
	漁業法の規定により指定された漁業権設定区域
	津波ハザードマップに指定された津波浸水想定区域
	三重県水源地域の保全に関する条例の規定により指定された水源涵養地区

民家等とは現時点で活用(居住・営業)している
住宅・店舗・事業所等を言う

3 事業区域周辺の状況

(1) 事業区域と周辺集積等との距離

民家等が集積した地区とは半径50m以内に複数の民家等が集積している地区を言う

最も近い民家等までの距離	〇〇 m
民家等が集積した地区までの距離	〇〇〇 m
最も近い道路までの距離	〇 m

(2) 事業区域からの排水に関する概要

土砂等の流出を防止する施設の設置	沈砂池、調整池、濁水フィルターを設置
事業区域からの排水放流先	〇〇川から〇〇湾に流入
排水能力の検討結果	時間雨量50ミリまで対応可能な設備とする

(3) 事業区域周辺の消防水利

事業区域周辺の消防水利	有・無
消防水利までの距離	〇〇〇 m

消防本部に消火栓、防火水槽等の位置を確認して記入してください

(4)事業区域への主たる進入経路及び前面道路の状況

路線名	市道〇〇線
前面道路幅員	〇 m

進入経路
(国道、県道又は市道から事業区域までの進入経路を記載してください。)

※別紙で示す場合は記入不要

備考

- 2(1)法令等に基づく区域については、該当するものに○を記入すること。
- 2(2)市長が事業の実施の抑制を図る必要があると認める区域については、告示により指定されている事業抑制区域の中で該当するものを記入し、○を記入すること。

(7) 保守管理に係る計画書(様式第6号)

様式第6号(第5条関係)

保守管理に係る計画書

事業計画協議申出書の提出日と同じ日付けを記入してください

〇〇年〇〇月〇〇日

鳥羽市長 〇〇 〇〇 様

事業者 住所 〇〇市〇〇町〇〇番地

株式会社〇〇〇

氏名 代表取締役 〇〇 〇〇

(法人その他の団体にあつては、所在地、名称及び代表者の氏名)

電話番号(〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇)

事業名称		〇〇〇鳥羽太陽光発電所	
事業計画		所在地	鳥羽市〇〇町〇〇〇番地〇〇 他〇筆
		面積等	〇, 〇〇〇. 〇〇㎡ 基
期間		工事予定期間	〇〇年〇〇月〇〇日から 〇〇年〇〇月〇〇日まで
		発電予定期間	〇〇年〇〇月〇〇日から 〇〇年〇〇月〇〇日まで
(発電設備)	保守点検責任者	住所	鳥羽市鳥羽〇丁目〇〇-〇
		氏名	☆☆工業株式会社 代表取締役〇〇〇〇
		電話番号	〇599-〇〇-〇〇〇〇
	保守点検概要	保守点検に係る実施計画	実施計画書を添付
		点検の頻度	☒ 日常巡視点検(年間 〇〇 回)
			☒ 定期巡視点検(年間 〇〇 回) ☒ 精密点検(年間 〇 回)

実施計画書には点検内容、実施事業者、実施回数、実施時期、点検で異常があった場合の対応等を記入してください

(電気設備)	保守点検責任者	住所	鳥羽市鳥羽〇丁目〇〇-〇	
		氏名	☆☆工業株式会社 代表取締役〇〇〇〇	
		電話番号	0599-〇〇-〇〇	
	保守点検概要	保守点検に係る実施計画	実施計画書を添付 実施計画書には点検内容、実施事業者、実施回数、実施時期、点検で異常があった場合の対応等を記入してください	
点検の頻度		☐ 日常巡視点検(年間 〇 回) ☒ 定期巡視点検(年間 〇〇 回) ☒ 精密点検(年間 〇 回)		
事業区域の維持管理施行者 (設備を除く。)	住所	鳥羽市鳥羽〇丁目〇〇-〇		
	氏名	株式会社△△土木 代表取締役〇〇〇〇		
	電話番号	0599-〇〇-〇〇〇〇		
事業区域の維持管理概要	維持管理に係る実施計画	実施計画書を添付 ☒ 除草計画(※除草剤は原則使用しないこと。やむなく使用する場合は、薬品名と使用量を備考欄に記入してください。) ☒ 植栽等維持管理計画 ☒ 土砂流出防止施設及び排水施設の維持管理計画 ☐ その他維持管理計画()		
		維持管理の頻度	年間 〇 回 保険に加入する場合は加入予定の保険会社名と補償内容を備考欄に記入してください。	
	災害等発生時の対応に関する事項	保険加入等	☒ 加入する(推奨) ☐ 加入しない ☒ メーカー補償	
保険等に参加しない場合の対応		保険に加入しない場合は下記の欄にその具体的な対応を記入してください。		
施設外へ被害		☒ 加入保険で対応		

(8) 生活環境及び景観保全に関する計画書(様式第7号)

様式第7号(第5条関係)

事業計画協議申出書の提出日と同じ日付けを記入してください

生活環境及び景観保全に関する計画書

〇〇年〇〇月〇〇日

鳥羽市長 〇〇 〇〇 様

事業者 住所 〇〇市〇〇町〇〇番地

株式会社〇〇〇

氏名 代表取締役 〇〇 〇〇

(法人その他の団体にあつては、所在地、名称及び代表者の氏名)

電話番号(〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇)

事業名称	〇〇〇太陽光発電所	
事業計画	所在地	鳥羽市〇〇町〇〇〇番地〇〇 他〇筆
	面積等	〇, 〇〇〇. 〇〇 m ² 基
生活環境に関する計画	事業区域に隣接する土地の民家等の有無	☒ 有(〇 箇所) ☐ 無
	上欄が有の場合、民家等の位置図	別紙による
	太陽光発電機器からの距離	距離(〇〇 m) (距離の目安)太陽光発電機器は隣地境界から3m以上、隣接する土地に民家等がある場合はその土地の境界から5m以上離してください。
	風力発電施設からの距離	距離(〇〇〇 m) (距離の目安)風力発電施設は、民家等から当該風力発電施設の全高の4倍(その値が50mに満たない場合は50m)以上離してください。
	バイオマス発電施設からの距離	距離(〇〇〇 m) (距離の目安)バイオマス発電施設は、民家等から100m以上離してください。

年間を通じての発電設備が隣地等に及ぼす影響（例：太陽電池モジュールの反射光、風力発電の稼働音、バイオマスの臭気）の確認及び影響を低減するための対策	☑周辺環境に影響がある □周辺環境への影響は極めて小さい □周辺環境に影響がない ・上記の根拠 （民家が近くにあることから反射光や強風によるパネルの飛散等の影響が考えられる。） ・周辺環境への影響を回避・低減することを目的として検討した対策等の内容 低反射の太陽光パネルを使用するとともに、民家から直接太陽光パネルが見えないように植栽する。 コンクリートの基礎ブロックを土台に使用する。
設備仕様上の災害時における配慮事項	経済産業省が作成する太陽光発電システム設計ガイドラインに従って設計し、強風にも耐えられるようにコンクリートの基礎ブロックを土台に使用する。
隣地から直接見えないよう植栽等の目隠しを設置する具体的な方法	隣地境界側には、在来種の常緑樹イヌマキを植樹して隣地から直接太陽光パネルや機器等が見えないように配慮する。
騒音が発生する機器が、隣接する民家等に影響を及ぼさないための対策	機器を民家の反対側に設置し、騒音による影響を及ぼさないように配慮する。
施工時の重機の使用及び大型車の通行による騒音、砂・埃の飛散等の防止対策	重機の使用及び大型車の通行は、午前9時から午後5時までとします。工事車両が市道〇〇線を通行する際は徐行します。また、定期的に道路を巡回し、清掃・散水を行い、砂・埃の飛散を防止する。

	施工時の作業日及び作業時間の計画		作業日時は日曜日を除く午前8時から午後5時とし、悪天候時の作業は中止する。
	施設の維持管理における除草剤の使用の有無		☒ 除草剤は使用しない
景観保全に関する計画	国道、県道、市道、農道及び鉄道に隣接する場合、道路・鉄道敷地境界から設備までの距離		市道及び鉄道敷地境界からフェンスまでは5m以上、フェンスから機器までの距離は3m以上とする。
	事業区域が鳥羽市景観計画（鳥羽市景観条例（令和2年鳥羽市条例第1号）第4条の規定により策定された計画）の眺望景観を眺めることができる視点場である「ビューポイント」からの視認の可否及び視認できる場合の眺望及び景観の変化		・視認の可否 ☒ 可 ・☐ 否 ・視認できる場合の景観への影響 ☒ 景観に影響がある ☐ 景観への影響は極めて小さい ☐ 景観に影響がない ・上記の根拠 ビューポイント〇〇〇から事業予定区域での距離は約〇Kmであるが、途中に障害物がないため、〇〇〇から事業予定地が可視できる。 ・眺望及び景観への影響を回避・低減することを目指すとして検討した対策等の内容 ビューポイント〇〇〇から見える側には、在来種の常緑樹を用いて植栽を行う。
	法面に関する緑化計画		在来種の種子吹付けによる緑化を行う。
	太陽設備の色彩	太陽電池モジュール（ 黒 ）	

陽 光 発 電		フレーム・架台（ 茶色の塗装 ） パワーコンディショナー（ シルバー ） 配電盤（ アイボリー ） フェンス（ 茶色 ） その他（ ）
	太陽電池モジュールの反射光対策、模様等	☒ 低反射であるもの ☒ 文字、絵、図が描かれていないもの ・太陽電池モジュールの型式（XX-〇〇〇X）
	国道、県道、市道、農道及び鉄道に隣接する場合、直接見えないよう植栽等の目隠しを設置する具体的な方法	市道及び鉄道側の敷地境界とフェンスの間に、在来の常緑樹であるイヌマキを植樹する。
	設備周辺の緑化計画又は土砂流出防止対策等	☒ 緑化（設置面全体に芝生を張る ） ☐ 碎石敷 ☐ その他（ ）
	太陽光発電以外の設備の色彩	設備本体（ 白 ） 配電設備（ グレー ） 建物（ 外壁：グレー 屋根：水色 ） フェンス（ 茶色 ） その他（ 電柱：茶色 ）
	設備周辺の緑化計画又は土砂流出防止対策等	☒ 緑化（ フェンスの内側に中低木を植樹する ） ☒ 碎石敷 ☒ その他（ 道路法面を植生シートで保護する ）

備考 緑化に使用する種子は、伊勢志摩地方に自然に分布する種を使用し、適正な緑化に努めること。

(9) 撤去及び処分に関する計画書(様式第8号)

様式第8号(第5条関係)

事業計画協議申出書の提出日と同じ日付けを記入してください

撤去及び処分に関する計画書

〇〇年〇〇月〇〇日

鳥羽市長 〇〇 〇〇 様

事業者 住所 〇〇市〇〇町〇〇番地

株式会社〇〇〇

氏名 代表取締役 〇〇 〇〇

(法人その他の団体にあつては、所在地、名称及び代表者の氏名)

電話番号(〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇)

事業名称	〇〇〇太陽光発電所		
事業区域所在地	鳥羽市〇〇町〇〇〇番地〇〇 他〇筆		
撤去処分予定時期	〇〇年〇〇月頃撤去完了		
撤去後の土地利用計画	設備撤去後は跡地に植林する		
廃棄物の種別	細目	数量	処分方法
金属類	太陽光パネル	〇〇〇枚	鉄・アルミ・銅などに分別してリサイクル業者にて処分、その他の廃棄物は、法律に基づき、産業廃棄物処理委託業者にて処分またはリサイクル業者へ売却する。
	架台	〇t	
	パソコン	〇台	
	電気配線	〇t	
	フェンス	〇m	
ガラス類	太陽光パネル	〇〇〇枚	法律に基づき、産業廃棄物処理委託業者にて処分またはリサイクル業者へ売却する。
廃プラスチック類	太陽光パネル	〇〇〇枚	法律に基づき、産業廃棄物処理委託業者にて処分またはリサイクル業者へ売却する。
	パソコン	〇台	

	電気配線類	〇t	業者へ売却する。
ゴムくず類	太陽光パネル パソコン 電気配線類	〇〇〇枚 〇台 〇t	法律に基づき、産業廃棄物処理委託業者にて処分する。
がれき類	コンクリート基礎 など	〇t	法律に基づき、産業廃棄物処理委託業者にて処分またはリサイクル業者へ売却する。

備考

- 1 廃棄物の種別欄には、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第2条に規定する産業廃棄物を記入すること。
- 2 細目欄には、事業運用時の用途を記入すること。

(10) 事業抑制区域の対策に関する申出書(様式第9号)

様式第9号(第5条関係)

事業計画協議申出書の提出日と同じ日付けを記入してください

事業抑制区域の対策に関する申出書

〇〇年〇〇月〇〇日

鳥羽市長 〇〇 〇〇 様

事業者 住所 〇〇市〇〇町〇〇番地

株式会社〇〇〇

氏名 代表取締役 〇〇 〇〇

(法人その他の団体にあつては、所在地、名称
及び代表者の氏名)

電話番号(〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇)

鳥羽市における再生可能エネルギー発電事業と自然環境等の保全との調和に関する
条例第7条第2項の規定により、次のとおり申し出ます。

事業名称	〇〇〇太陽光発電所		
事業区域所在地	鳥羽市〇〇町〇〇〇番地〇〇 他〇筆		
事業抑制区域		想定される影響とその対策	
自然公園法により指定された国立公園 (普通地域)		景観や住環境に悪影響を及ぼす恐れがあることから、 パネルの配置や配色に配慮すると共に植栽により目隠し をする。また、視点場からの景観に配慮した設計をする。	
文化財保護法に規定する周知の埋蔵文化 財包蔵地		工事中に埋蔵文化財が発見された場合は、工事を中止 し、教育委員会に届け出する。	
土砂災害警戒区域等における土砂 災害防止対策の推進に関する法律 によりしていされた土砂災害警戒区 域		土砂災害を防ぐため〇〇〇〇を設けるとともに斜面 は法枠工により保護する。	

備考

- 1 事業抑制区域欄には、指定されている事業抑制区域の中で該当するものを記入すること。
- 2 想定される影響とその対策欄には、事業抑制の理由に関し想定される影響とその対策を記入すること。

様式第 10 号 (第 5 条 関係)

〇〇年〇〇月〇〇日

代表取締役 ○○ ○○ 様

鳥羽市長 ○○ ○○

印

事業計画補正通知書

事業名称	〇〇〇太陽光発電所
事業区域の所在地	鳥羽市〇〇町〇〇〇番地〇〇 他〇筆
再生可能エネルギー 発電設備の種別	1 太陽光 2 風力 3 バイオマス 4 その他（ ）
補正の内容 事業予定地は、一部に既存の埋蔵文化財包蔵地を含むことから、埋蔵文化財包蔵地部分を事業区域から外すようにしてください。	

(12) 事業計画調整完了申出書 (様式第 11 号)

様式第 11 号 (第 5 条 関係)

事業計画調整完了申出書

〇〇年〇〇月〇〇日

鳥羽市長 〇〇 〇〇 様

事業者 住所 〇〇市〇〇町〇〇番地

株式会社〇〇〇

氏名 代表取締役 〇〇 〇〇

(法人その他の団体にあつては、所在地、名称
及び代表者の氏名)

電話番号 (〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇)

次の事業計画について、調整が完了しましたので、鳥羽市における再生可能エネルギー
発電事業と自然環境等の保全との調和に関する条例第 7 条第 4 項の規定により、関係書
類を添えて次のとおり申し出ます。

事業名称		〇〇〇太陽光発電所
事業計画	所在地	鳥羽市〇〇町〇〇〇番地〇〇 他〇筆
	面積等	〇, 〇〇〇. 〇〇 m ² 基
再生可能エネルギー 発電設備の種別		① 太陽光 2 風力 3 バイオマス 4 その他 ()
想定発電出力		〇〇〇kW
想定年間発電電力量		〇〇〇, 〇〇〇kWh

(13) 事業計画調整完了通知書(様式第12号)

様式第12号(第5条関係)

〇〇第 〇〇〇 号
〇〇年〇〇月〇〇日

株式会社〇〇〇

代表取締役 〇〇 〇〇 様

鳥羽市長 〇〇 〇〇

印

事業計画調整完了通知書

〇〇年〇〇月〇〇日付で協議申出がありました事業計画について、鳥羽市における再生可能エネルギー発電事業と自然環境等の保全との調和に関する条例第7条第5項の規定により、次のとおり調整が完了したことを通知します。

ついては、同条例第7条第6項の規定に基づく地域住民等説明会を開催し、地域住民等の理解を得るよう努めてください。

記

- 1 事業名称 〇〇〇太陽光発電所
- 2 事業区域の所在地 鳥羽市〇〇町〇〇〇番地〇〇 他〇筆
- 3 事業計画内容 太陽光発電事業
(面積: 〇, 〇〇〇. 〇〇㎡ 想定発電出力: 〇〇〇kw)
- 4 意見・条件 地域住民等と調整段階で変更が生じた場合は速やかに事業計画変更届出書を提出してください。

(14) 地域住民等説明会開催報告書(様式第13号)

様式第13号(第6条関係)

地域住民等説明会開催報告書

〇〇年〇〇月〇〇日

鳥羽市長 〇〇 〇〇 様

事業者 住所 〇〇市〇〇町〇〇番地

株式会社〇〇〇

氏名 代表取締役 〇〇 〇〇

(法人その他の団体にあつては、所在地、名称
及び代表者の氏名)

電話番号(〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇)

下記のとおり地域住民等説明会を開催しましたので、鳥羽市における再生可能エネルギー発電事業と自然環境等の保全との調和に関する条例施行規則第6条第3項の規定により、関係書類を添えて報告します。

記

地域住民等に対する説明会

事業名称	〇〇〇太陽光発電所	
事業計画	所在地	鳥羽市〇〇町〇〇〇番地〇〇 他〇筆
	面積等	〇, 〇〇〇. 〇〇 m ² 基
地域住民等説明会	説明会名	第〇回地域住民等説明会
	開催日時	〇〇年〇〇月〇〇日 〇〇時から 〇〇時まで
	開催場所	〇〇公民館
	出席者の状況	地域住民等 〇〇 人 事業者 〇 人

(添付書類)

- (1) 説明会で配布した資料
- (2) 出席者名簿(地域住民等及び事業者側の出席者)
- (3) 説明会の記録(質疑応答を含む。出席をした地域住民等のうち2名の確認署名・押印をしたもの。)
- (4) その他市長が必要と認める書類

(15) 地域住民等意見書(様式第14号)

様式第14号(第6条関係)

地域住民等意見書

〇〇年〇〇月〇〇日

株式会社〇〇〇

代表取締役 〇〇 〇〇 様

住 所 〇〇市〇〇町〇〇番地

氏 名 〇〇 〇〇

電話番号(〇〇-〇〇〇〇)

あなた(貴社)の事業計画について、鳥羽市における再生可能エネルギー発電事業と自然環境等の保全との調和に関する条例施行規則第6条第4項及び第5項の規定に基づき、次のとおり意見します。

事業名称	〇〇〇太陽光発電所	
事業計画	所在地	鳥羽市〇〇町〇〇〇番地〇〇 他〇筆
	面積等	〇, 〇〇〇. 〇〇 m ² 基
地域住民等	開催日時	〇〇年〇〇月〇〇日 〇〇時から〇〇時まで
説明会	開催場所	〇〇公民館
意見	造成工事による土砂災害や洪水が心配である。 自宅が事業区域の南側に位置することから太陽光パネルの反射光や強風によるパネルの飛散が心配である。 市道〇〇線は道路幅が狭く、工事時における大型車両の通行による交通障害や事故等が心配である。	

(16) 地域住民等意見書概要書(様式第15号)

様式第15号(第6条関係)

地域住民等意見書概要書

〇〇年〇〇月〇〇日

鳥羽市長 〇〇 〇〇 様

事業者 住所 〇〇市〇〇町〇〇番地

株式会社〇〇〇

氏名 代表取締役 〇〇 〇〇

(法人その他の団体にあつては、所在地、名称
及び代表者の氏名)

電話番号(〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇)

下記のとおり地域住民等意見書の提出がありましたので、鳥羽市における再生可能エネルギー発電事業と自然環境等の保全との調和に関する条例施行規則第6条第6項の規定により、関係書類を添えて報告します。

記

地域住民等意見書の概要

事業名称	〇〇〇太陽光発電所	
事業計画	所在地	鳥羽市〇〇町〇〇〇番地〇〇 他〇筆
	面積等	〇, 〇〇〇. 〇〇 m ² 基
地域住民等 説明会	説明会名	第〇回地域住民等説明会
	開催日時	〇〇年〇〇月〇〇日 〇〇時から〇〇時まで
	開催場所	〇〇公民館
	出席者の 状況	地域住民等 〇〇 人 事業者 〇 人
意見書提出者数		〇 人

(添付書類)

- (1) 地域住民等意見書の写し
- (2) その他提出のあった書類の写し

(17) 見解書(様式第16号)

様式第16号(第6条関係)

「地域住民等意見書」提出者の名前
を記入してください

見 解 書

〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇 〇〇 様

事業者 住所 〇〇市〇〇町〇〇番地

株式会社〇〇〇

氏名 代表取締役 〇〇 〇〇

(法人その他の団体にあつては、所在地、名称
及び代表者の氏名)

電話番号(〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇)

〇〇年〇〇月〇〇日にご提出いただいた地域住民等意見書について、鳥羽市における
再生可能エネルギー発電事業と自然環境等の保全との調和に関する条例施行規則第6
条第7項の規定により、見解書を提出します。

事業名称	〇〇〇太陽光発電所	
事業計画	所在地	鳥羽市〇〇町〇〇〇番地〇〇 他〇筆
	面積等	〇, 〇〇〇. 〇〇 m ² 基
地域住民等 説明会	説明会名	第〇回地域住民等説明会
	開催日時	〇〇年〇〇月〇〇日 〇〇時から〇〇時まで
	開催場所	〇〇公民館
	出席者の 状況	地域住民等 〇〇 人 事業者 〇 人
意見に対する 見解	低反射のパネルを使うとともに反射光が民家側に反射しないような角度と なるように設置します。 大型車両通行時は交通誘導員を配置するとともに、事前に看板・文書等 により周辺住民に通行日時の周知を図ります。	

(18) 対応状況報告書(様式第17号)

様式第17号(第6条関係)

対応状況報告書

〇〇年〇〇月〇〇日

鳥羽市長 〇〇 〇〇 様

事業者 住所 〇〇市〇〇町〇〇番地

株式会社〇〇〇

氏名 代表取締役 〇〇 〇〇

(法人その他の団体にあつては、所在地、名称
及び代表者の氏名)

電話番号(〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇)

地域住民等意見書に対する見解書を提出しましたので、鳥羽市における再生可能エネルギー発電事業と自然環境等の保全との調和に関する条例施行規則第6条第9項の規定により、次のとおり関係書類を添えて報告します。

事業名称	〇〇〇太陽光発電所	
事業計画	所在地	鳥羽市〇〇町〇〇〇番地〇〇 他〇筆
	面積等	〇, 〇〇〇. 〇〇 m ² 基
地域住民等 説明会	説明会名	第〇回地域住民等説明会
	開催日時	〇〇年〇〇月〇〇日 〇〇時から〇〇時まで
	開催場所	〇〇公民館
	出席者の 状況	地域住民等 〇〇 人 事業者 〇 人
見解書提出件数		〇 件

(添付書類)

- (1) 地域住民等意見書の写し
- (2) 見解書の写し
- (3) その他関係書類

(19) 再生可能エネルギー発電事業計画届出書 (様式第 18 号)

様式第 18 号 (第 7 条 関係)

再生可能エネルギー発電事業計画届出書

〇〇年〇〇月〇〇日

鳥羽市長 〇〇 〇〇 様

事業者 住所 〇〇市〇〇町〇〇番地

株式会社〇〇〇

氏名 代表取締役 〇〇 〇〇

(法人その他の団体にあつては、所在地、名称
及び代表者の氏名)

電話番号 (〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇)

電子メールアドレス (xxxxxx@〇〇〇.co.jp)

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第 9 条第 1 項の規定により事業計画の認定申請を行ったので、鳥羽市における再生可能エネルギー発電事業と自然環境等の保全との調和に関する条例第 8 条第 1 項の規定により、次のとおり関係書類を添えて届け出ます。

事業名称	〇〇〇太陽光発電所	
事業計画	所在地	鳥羽市〇〇町〇〇〇番地〇〇 他〇筆
	面積等	〇, 〇〇〇. 〇〇 m ² 基
再生可能エネルギー発電設備の種別	① 太陽光 2 風力 3 バイオマス 4 その他 ()	
最大発電出力	〇〇〇 kW	
想定発電出力	〇〇〇 kW	
想定年間発電電力量	〇〇〇, 〇〇〇 kWh	

備考 別紙による場合は「別紙」と記載してください。

(添付書類)

- (1) 経済産業大臣に申請した再生可能エネルギー発電事業計画認定申請書の写し及び添付書類の写し
- (2) 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法 (平成 23 年法律第 108 号) 第 16 条第 1 項の規定による電気事業者との接続契約締結の状況

(20) 再生可能エネルギー発電事業計画変更届(様式第19号)

様式第19号(第8条関係)

再生可能エネルギー発電事業計画変更届

〇〇年〇〇月〇〇日

鳥羽市長 〇〇 〇〇 様

事業者 住所 〇〇市〇〇町〇〇番地

株式会社〇〇〇

氏名 代表取締役 〇〇 〇〇

(法人その他の団体にあつては、所在地、名称
及び代表者の氏名)

電話番号(〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇)

下記のとおり事業計画を変更しましたので、鳥羽市における再生可能エネルギー発電事業と自然環境等の保全との調和に関する条例第8条第4項の規定により届け出ます。

記

事業名称	〇〇〇太陽光発電所	
事業計画	所在地	鳥羽市〇〇町〇〇〇番地〇〇 他〇筆
	面積等	〇, 〇〇〇. 〇〇 m ² 基
変更事項	パネルの配置(別紙 パネル配置図のとおり)	
変更理由	地域住民の意見を受けて反射光が民家に反射しないようにパネルの配置を変更したことによる	

(添付書類)

変更した内容が確認できる書類

(21) 工事(着手・中止・再開・完了)届出書(様式第20号)

様式第20号(第9条関係)

工事(着手・中止・再開・完了)届出書

〇〇年〇〇月〇〇日

鳥羽市長 〇〇 〇〇 様

工事の着手、中止、再開、完了ごとに届出
書を提出してください

事業者 住所 〇〇市〇〇町〇〇番地

株式会社〇〇〇

氏名 代表取締役 〇〇 〇〇 印

(法人その他の団体にあつては、所在地、名称
及び代表者の氏名)

電話番号(〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇)

鳥羽市における再生可能エネルギー発電事業と自然環境等の保全との調和に関する
条例第9条の規定により、次のとおり届け出ます。

事業名称	〇〇〇太陽光発電所		
事業計画	所在地	鳥羽市〇〇町〇〇〇番地〇〇 他〇筆	
	面積等	〇, 〇〇〇. 〇〇㎡ 基	
工事名	〇〇〇太陽光発電所敷地整備工事		
工事施行者	住所	鳥羽市鳥羽〇丁目〇〇-〇	
	名称	株式会社〇〇土木	
	電話番号	〇599-〇〇-〇〇〇〇	
現場代理人	住所	鳥羽市〇〇町〇〇〇-〇	
	氏名	〇〇 〇〇	
	電話番号	〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇	
工事(予定)期間	〇〇年〇〇月〇〇日から〇〇年〇〇月〇〇日まで		
工事(着手・中止・再開・完了)年月日	〇〇年〇〇月〇〇日		
工事中止の理由			

常時連絡が取れる電話番号を
記入してください

(22) 工事完了確認通知書 (様式第 21 号)

様式第 21 号 (第 10 条関係)

〇〇第〇〇〇号

〇〇年〇〇月〇〇日

株式会社〇〇〇

代表取締役 〇〇 〇〇 様

鳥羽市長 〇〇 〇〇

印

工事完了確認通知書

〇〇年〇〇月〇〇日付で届出のあった工事完了届出書については、確認の結果、事業計画の届出内容に適合しているため、鳥羽市における再生可能エネルギー発電事業と自然環境等の保全との調和に関する条例施行規則第 10 条の規定により通知します。

事業計画 の届出	受付番号	第〇〇号		
	受付年月日	〇〇年〇〇月〇〇日		
	事業名称	〇〇〇太陽光発電所		
	事業区域	所在地	鳥羽市〇〇町〇〇〇番地〇〇 他〇筆	
面積等		〇, 〇〇〇. 〇〇 m ² 基		
工事名	〇〇〇太陽光発電所敷地整備工事			
確認日	〇〇年〇〇月〇〇日			

(23) 身分証明書(様式第22号)

様式第22号(第11条関係)

(表面)

写真	身分証明書	No. ○
	氏 名 ○○ ○○	
	生年月日 ○○年○○月○○日	
	この者は、鳥羽市における再生可能エネルギー発電事業と自然環境等の保全との調和に関する条例第13条第2項の規定に基づく立入調査の権限を有する監視員であることを証明する。	
	○○年○○月○○日	
	鳥羽市長 ○○ ○○	印

(裏面)

鳥羽市における再生可能エネルギー発電事業と自然環境等の保全との調和に関する条例(抜粋)
(報告及び立入調査等)
第13条 (略)
2 市長は、監視員に、当該事業区域に立ち入らせ、当該事業に関する事項について、調査させ、若しくは事業者及び土地所有者並びに工事施行者(以下「関係者」という。)に意見を聴くほか、前項の規定による確認のために必要があると認めるときは、事業者に対し同項の報告に関する詳細な説明若しくは資料の提出を求めることができる。
3 前項の規定により立入調査等を行う監視員は、規則で定める身分証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。
4 第2項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

備考 身分証明書の大きさは、縦 5.5 センチメートル、横 8.5 センチメートルとする。

(24) 工事期間中に設置する標識(様式第23号)

様式第23号(第12条関係)

再生可能エネルギー発電設備工事についてのお知らせ		
再生可能エネルギー発電設備	区分	太陽光発電設備
	設備名称	〇〇〇 陽光発電所
	設備ID	I D〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
	設備所在地	鳥羽市〇〇町〇〇〇番地〇〇 他〇 筆
	設備規模	面積〇, 〇〇〇. 〇〇㎡
	想定発電出力	〇〇〇 kW
事業者名	住所又は所在地	〇〇市〇〇町〇〇番地
	氏名又は名称	株式会社〇〇〇
	電話番号	〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇
工事施行者 (土木工事)	住所又は所在地	鳥羽市鳥羽〇丁目〇〇-〇
	氏名又は名称	株式会社△△土木
	電話番号	〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇
工事施行者 (設備工事)	住所又は所在地	〇〇市〇〇町〇〇番地
	氏名又は名称	株式会社〇〇〇
	電話番号	〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇
工事施行者 (電気工事)	住所又は所在地	伊勢市〇〇町〇〇〇番地〇〇
	氏名又は名称	〇〇電気株式会社
	電話番号	〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇
現場代理人	住所又は所在地	伊勢市〇〇町〇〇〇-〇〇
	氏名又は名称	〇〇 〇〇
	電話番号	〇〇〇-〇〇〇〇〇-〇〇〇〇
再生可能エネルギー発電事業者	住所又は所在地	〇〇市〇〇町〇〇番地
	氏名又は名称	株式会社〇〇〇

常時連絡が取れる電話番号
を記入してください

	電話番号	〇〇〇〇－〇〇－〇〇〇〇
運転開始年月日	〇〇年〇〇月〇〇日（予定）	
工事予定期間	〇〇年〇〇月〇〇日から 〇〇年〇〇月〇〇日まで	
標識設置	〇〇年〇〇月〇〇日	

備考 この標識の大きさは、縦 90 センチメートル以上、横 90 センチメートル以上とする。

(25) 運用中に設置する標識(様式第24号)

様式第24号(第12条関係)

固定価格買取制度に基づく再生可能エネルギー発電事業の認定発電設備		
再生可能エネルギー 発電設備	区分	太陽光発電設備
	名称	〇〇〇太陽光発電所
	設備ID	ID〇〇〇〇〇〇〇〇〇
	所在地	鳥羽市〇〇町〇〇〇番地〇〇 他〇筆
	発電出力	〇〇〇kW
事業者名	氏名	株式会社〇〇〇
	住所	〇〇市〇〇町〇〇番地
	連絡先	〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇
再生可能エネルギー 発電事業者	氏名	株式会社〇〇〇
	住所	〇〇市〇〇町〇〇番地
	連絡先	〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇
保守点検責任者	氏名	☆☆工業株式会社
	連絡先	〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇
運転開始年月日		〇〇年〇〇月〇〇日

備考 この標識の大きさは、縦 35 センチメートル以上、横 35 センチメートル以上とする。

(26) 標識設置届 (様式第25号)

様式第25号 (第12条関係)

標識設置届

〇〇年〇〇月〇〇日

鳥羽市長 〇〇 〇〇 様

事業者 住所 〇〇市〇〇町〇〇番地

株式会社〇〇〇

氏名 代表取締役 〇〇 〇〇

(法人その他の団体にあつては、所在地、名称
及び代表者の氏名)

電話番号 (〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇)

下記のとおり標識を設置しましたので、鳥羽市における再生可能エネルギー発電事業と自然環境等の保全との調和に関する条例施行規則第12条第2項の規定により、関係書類を添えて報告します。

記

事業名称	〇〇〇太陽光発電所	
事業計画	所在地	鳥羽市〇〇町〇〇〇番地〇〇 他〇筆
	面積等	〇, 〇〇〇. 〇〇 m ² 基
再生可能エネルギー発電設備の種別	1 太陽光 2 風力 3 バイオマス 4 その他 ()	
想定発電出力	〇〇〇 kW	
想定年間発電電力量	〇〇〇, 〇〇〇 kWh	
工事予定期間 又は発電期間	〇〇年〇〇月〇〇日から 〇〇年〇〇月〇〇日まで	
標識設置期間	〇〇年〇〇月〇〇日から 〇〇年〇〇月〇〇日まで	
工事施行者 (土木工事)	住所	鳥羽市鳥羽〇丁目〇〇-〇
	氏名	株式会社△△土木 代表取締役 〇〇 〇〇
工事施行者	住所	〇〇市〇〇町〇〇番地

(設備工事)	氏名	株式会社〇〇〇
工事施行者	住所	伊勢市〇〇町〇〇〇番地〇〇
	氏名	〇〇電気株式会社 代表取締役 〇〇 〇〇
現場代理人	住所	伊勢市〇〇町〇〇〇番地〇〇
	氏名	〇〇 〇〇
再生可能エネルギー 一発電事業者	住所	〇〇市〇〇町〇〇番地
	氏名	株式会社〇〇〇 代表取締役 〇〇 〇〇
保守点検責任者	住所	鳥羽市鳥羽〇丁目〇〇ー〇
	氏名	☆☆工業株式会社
標識設置年月日		〇〇年〇〇月〇〇日

備考 事業者、工事施行者が法人である場合は、当該者に係る住所及び氏名の欄には、所在地、名称及び代表者の氏名を記載してください。

(添付書類)

- (1) 標識を設置した場所が明示された図面
- (2) 標識の設置の状況及び記載された内容が分かる写真

様式第 26 号 (第 13 条関係)

〇〇年〇〇月〇〇日

鳥羽市長 ○○ ○○ 様

住所 鳥羽市〇〇町〇〇〇番地

氏名 ○○○○(株)

代表取締役 ○○ ○○

(法人その他の団体にあつては、所在地、名称及び代表者の氏名)

電話番号 (○ ○ ○ ○ - ○ ○ - ○ ○ ○ ○)

鳥羽市における再生可能エネルギー発電事業と自然環境等の保全との調和に関する
条例第12条第2項の規定により、下記の事業について閲覧を申請します。

事業名称	〇〇〇太陽光発電所
事業区域の所在地	鳥羽市〇〇町字〇〇
再生可能エネルギー 発電設備の種類別	① 太陽光 2 風力 3 バイオマス 4 その他()
閲覧の理由	(できる限り具体的に記載すること。) 例：水産業に影響が無いか事業計画の詳細を確認したいため。 例：地域住民等説明会後の意見書に基づく事業者の見解と事業計画の変更内容を確認したいため。
閲覧者の住所及び氏名	(申請者と同じ場合は記入不要です。) 住所 鳥羽市〇〇町〇〇〇番地 氏名 〇〇 〇〇
備考欄	

(28) 事業実施状況報告依頼書(様式第27号)

様式第27号(第14条関係)

〇〇第〇〇〇号

〇〇年〇〇月〇〇日

株式会社〇〇〇

代表取締役 〇〇 〇〇 様

鳥羽市長 〇〇 〇〇

印

事業実施状況報告依頼書

鳥羽市における再生可能エネルギー発電事業と自然環境等の保全との調和に関する
条例第13条第1項の規定に基づき、下記のとおり事業実施状況の報告を依頼します。

記

1 受付番号 第〇〇番

2 事業名称 〇〇〇太陽光発電所

3 事業区域の所在地 鳥羽市〇〇町〇〇〇番地〇〇 他〇筆

4 事業内容 〇〇〇太陽光発電所

(面積: 〇, 〇〇〇. 〇〇m² 発電出力: 〇〇〇kw)

5 事業報告の期間 〇〇年〇〇月〇〇日から 〇〇年〇〇月〇〇日まで

6 報告事項

(1) 保守点検の実施状況

(2) 生活環境及び景観の保全のための措置の実施状況

(3) 撤去及び処分に係る費用の準備状況

(4) その他市長が定めた事項

7 報告書提出期限 〇〇年〇〇月〇〇日

※保守点検には除草作業を含みます。

(29) 事業実施状況報告書(様式第28号)

様式第28号(第14条関係)

事業実施状況報告書

〇〇年〇〇月〇〇日

鳥羽市長 〇〇 〇〇 様

事業者 住所 〇〇市〇〇町〇〇番地

株式会社〇〇〇

氏名 代表取締役 〇〇 〇〇

(法人その他の団体にあつては、所在地、名称
及び代表者の氏名)

電話番号(〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇)

〇〇年〇〇月〇〇日〇〇第〇〇〇号により依頼のあったことについて、鳥羽市における再生可能エネルギー発電事業と自然環境等の保全との調和に関する条例施行規則第14条第2項の規定により、次のとおり報告します。

受付番号		第〇〇番
事業名称		〇〇〇太陽光発電所
事業区域の所在地		鳥羽市〇〇町〇〇〇番地〇〇 他〇筆
再生可能エネルギー発電設備の種別		①太陽光 2 風力 3 バイオマス 4 その他（

様式第 29 号(第 15 条関係)

〇〇年〇〇月〇〇日

代表取締役 ○○ ○○ 様

印

受付番号	第〇〇番
事業名称	〇〇〇太陽光発電所
事業区域の所在地	鳥羽市〇〇町〇〇〇番地〇〇 他〇筆
再生可能エネルギー 発電設備の種類別	1 太陽光 2 風力 3 バイオマス 4 その他（ ）
指導及び助言の内容	
〇〇年〇〇月〇〇日に監視員が条例の規定に基づく立入調査したところ、事業計画書にある沈砂池が未設置であることが確認されたことから、速やかに設置されるように指導します。	

(31) 指導・助言・勧告事項回答書(様式第30号)

様式第30号(第15条関係)

指導・助言・勧告事項回答書

〇〇年〇〇月〇〇日

鳥羽市長 〇〇 〇〇 様

事業者 住所 〇〇市〇〇町〇〇番地

株式会社〇〇〇

氏名 代表取締役 〇〇 〇〇

(法人その他の団体にあつては、所在地、名称
及び代表者の氏名)

電話番号(〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇)

〇〇年〇〇月〇〇日〇〇第〇〇〇号により(指導・助言・勧告)のあったことについて、
鳥羽市における再生可能エネルギー発電事業と自然環境等の保全との調和に関する条
例施行規則第15条第3項の規定により、次のとおり回答します。

受付番号	第〇〇番
事業名称	〇〇〇太陽光発電所
事業区域の所在地	鳥羽市〇〇町〇〇〇番地〇〇 他〇筆
再生可能エネルギー 発電設備の種別	①太陽光 2 風力 3 バイオマス 4 その他()
指導・助言又は勧告に対する回答 土木関係工事を発注した業者の人手不足のため工事着手が遅れていた が、〇〇月〇〇日に調整池の工事に着手し、〇〇月〇〇日頃に工事が完成す る見込みである。	

備考 この様式に記入しきれない場合は、別紙に記入し添付してください。

(32) 勧告書(様式第31号)

様式第31号(第15条関係)

〇〇第〇〇〇号

〇〇年〇〇月〇〇日

株式会社〇〇〇

代表取締役 〇〇 〇〇 様

鳥羽市長 〇〇 〇〇

印

勧 告 書

鳥羽市における再生可能エネルギー発電事業と自然環境等の保全との調和に関する
条例第14条第2項の規定により、次の措置をとるよう勧告します。

受付番号	第〇〇番
事業名称	〇〇〇太陽光発電所
事業区域の所在地	鳥羽市〇〇町〇〇〇番地〇〇 他〇筆
再生可能エネルギー 発電設備の種別	①太陽光 2 風力 3 バイオマス 4 その他()
措置期限	〇〇年〇〇月〇〇日
勧告事項 貴社は、〇〇年〇〇月〇〇日頃、条例に基づく住民説明会並びに事業計画の調整を行わずに工事に着手したので、速やかに工事を中止し、条例に基づく所定の手続きを行うよう勧告します。	

10. 様式別決裁区分

様式 NO	様式名	作成主体	条例	施行規則	決裁区分				備考
					市長	副市長	環境課	関係課合議	
—	事前相談書	事業者	運用マニュアル P1	運用マニュアル P1	○	○	○	○	
1	事業抑制依頼書	市	第 6 条第 1 項	第 4 条第 1 項	○	○	○	○	
2	事業抑制依頼回答書	事業者	第 6 条第 2 項	第 4 条第 2 項	○	○	○	○	
3	事業計画協議申出書	事業者	第 7 条第 1 項	第 5 条第 1 項			○	○	
4	事業概要書	事業者	第 7 条第 1 項	第 5 条第 1 項			○	○	様式 3 の添付書類
5	立地環境に関する調査概要書	事業者	第 7 条第 1 項	第 5 条第 1 項			○	○	様式 3 の添付書類
6	保守管理に係る計画書	事業者	第 7 条第 1 項	第 5 条第 1 項			○	○	様式 3 の添付書類
7	生活環境及び景観保全に関する計画書	事業者	第 7 条第 1 項	第 5 条第 1 項			○	○	様式 3 の添付書類
8	撤去及び処分に関する計画書	事業者	第 7 条第 1 項	第 5 条第 1 項			○	○	様式 3 の添付書類
9	事業抑制区域の対策に関する申出書	事業者	第 7 条第 1 項	第 5 条第 1 項			○	○	様式 3 の添付書類
10	事業計画補正通知書	市		第 5 条第 3 項			○	○	
11	事業計画調整完了申出書	事業者	第 7 条第 4 項	第 5 条第 4 項	○	○	○	○	様式 4 及び添付書類を付けて決裁
12	事業計画調整完了通知書	市	第 7 条第 5 項	第 5 条第 5 項	○	○	○	○	
13	地域住民等説明会開催報告書	事業者		第 6 条第 3 項			○	○	
14	地域住民等意見書	地域住民等		第 6 条第 4 項			○	○	
15	地域住民等意見書概要書	事業者		第 6 条第 6 項			○	○	
16	見解書	事業者		第 6 条第 7 項			○	○	
17	対応状況報告書	事業者		第 6 条第 9 項	○	○	○	○	
18	再生可能エネルギー発電事業計画届出書	事業者	第 8 条第 1 項	第 7 条第 1 項	○	○	○	○	
19	再生可能エネルギー発電事業計画変更届	事業者	第 8 条第 4 項	第 8 条第 1 項	○	○	○	○	
20	工事(着手・中止・再開・完了)届出書	事業者	第 9 条第 1 項	第 9 条第 1 項	○	○	○	○	
21	工事完了確認通知書	市		第 10 条第 1 項	○	○	○	○	
22	身分証明書	市	第 13 条第 2 項	第 11 条第 1 項	○	○	○	○	
23	工事期間中に設置する標識	事業者	第 11 条第 1 項	第 12 条第 1 項第 1 号					
24	運用期間中に設置する標識	事業者	第 11 条第 1 項	第 12 条第 1 項第 2 号					
25	標識設置届	事業者		第 12 条第 2 項			○	○	様式 23・24 の標識設置報告
26	再生可能エネルギー発電事業に係る閲覧申出書	地域住民等及びその他	第 12 条第 2 項	第 13 条第 1 項			○	○	
27	事業実施状況報告依頼書	市	第 13 条第 1 項	第 14 条第 1 項			○		

様式 NO	様式名	作成主体	条例	施行規則	決裁区分				備考
					市長	副市長	環境課	関係課合議	
28	事業実施状況報告書	事業者	第 13 条第 1 項	第 14 条第 2 項			○	○	
29	指導・助言通知書	市	第 14 条第 1 項	第 15 条第 1 項	○	○	○	○	
30	指導・助言・勧告事項回答書	事業者	第 14 条	第 15 条第 3 項	○	○	○	○	
31	勧 告 書	市	第 14 条第 2 項	第 15 条第 4 項	○	○	○	○	

1 1. 鳥羽市における再生可能エネルギー発電事業と自然環境等の保全との調和に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、再生可能エネルギー源を利用した大規模な発電設備の建設やそれに伴う山林の伐採、土地の造成等により伊勢志摩国立公園の優れた自然環境及び自然景観の消失並びに地域の一次産業及び住民生活への影響が懸念されていることに鑑み、再生可能エネルギー発電事業と鳥羽市の美しく恵まれた自然環境、魅力ある景観及びそれらの恵沢を享受し安全で安心して暮らすことのできる生活環境の保全との調和を図るために必要な事項を定めることにより、もって人と自然が共生する豊かな地域社会の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 再生可能エネルギー源 **再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法**(平成 23 年法律第 108 号。以下「再エネ特措法」という。) **第2条第3項各号**に掲げるエネルギー源をいう。
- (2) 再生可能エネルギー発電設備 再生可能エネルギー源を電気に変換する設備及びその附属設備をいう。
- (3) 事業計画 再エネ特措法第9条第1項に規定する再生可能エネルギー発電事業計画をいう。
- (4) 事業 次条に定める再生可能エネルギー発電設備の設計及び施工、保守点検及び維持管理並びに撤去及び処分をいう。
- (5) 事業者 事業計画を作成しようとする者又は再エネ特措法第9条第3項の規定による事業計画の認定を受けて事業を行う者をいう。
- (6) 土地所有者等 事業区域に係る土地の所有者、占有者又は管理者をいう。
- (7) 工事施行者 事業に関する工事の設計者、工事施工者又は工事監理者をいう。
- (8) 事業区域 事業を行う一団の土地(継続的又は一体的に事業を行う土地を含む。)をいう。
- (9) 周辺区域 事業区域の境界から 100 メートル以内の区域をいう。
- (10) 建築物 建築基準法(昭和 25 年法律第 201 号)第2条第1号に規定する建築物をいう。
- (11) 地域住民等 事業区域に隣接する土地若しくはその土地に立地する建築物の所有者、周辺区域に居住する住民及び事業区域と周辺区域が活動範囲に含まれる地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 260 条の2に規定する地縁による団体その他これに類する団体並びに事業の実施に伴い影響を受けることが懸念される農林水産業を営む者及びその組織する団体をいう。

(適用事業)

第3条 この条例の規定は、次に掲げる再生可能エネルギー発電設備に係る事業に適用する。ただし、建築物の屋根又は屋上で行う事業は、この限りでない。

- (1) 太陽光をエネルギー源とする発電設備のうち、事業区域の面積が 1,000 平方メートル以上のもの、事業区域の発電出力が 50 キロワット以上のもの又は海上を含む水域に設置するもの
- (2) 風力をエネルギー源とする発電設備のうち、高さが 10 メートルを超えるもの又は海上を含む水域に設置するもの
- (3) バイオマス(動植物に由来する有機物であってエネルギー源として利用することができるもの(原油、石油ガス、可燃性天然ガス及び石炭並びにこれらから製造される製品を除く。))をエネルギー源とする発電設備

2 市長は、前項の規定にかかわらず、この条例の規定を適用する事業として再生可能エネルギー発電設備に係る事業を指定することができる。

3 市長は、前項の規定による指定をしようとするときは、鳥羽市民の環境と自然を守る条例(昭和 48 年条例第 33 号。以下「環境自然条例」という。)第 64 条に規定する鳥羽市環境保全審議会の意見を聴かなければならない。

4 市長は、第2項の規定によりこの条例の規定を適用する事業を指定したときは、その旨を告示するものとし、当該事業の指定は、当該告示によってその効力を生じるものとする。

(事業抑制区域)

第4条 再生可能エネルギー発電事業と自然環境等の保全との調和が特に必要と認められる市内の陸域及び海上を含む水域のうち、事業の実施の抑制を事業者に依頼することのできる区域(以下「事業抑制区域」という。)は、次に掲げるものとする。

- (1) 自然公園法(昭和 32 年法律第 161 号)第5条の規定により指定された国立公園
- (2) 都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)第8条第1項の規定により定めた同項第7号の風致地区
- (3) 文化財保護法(昭和 25 年法律第 214 号)第 93 条第1項に規定する周知の埋蔵文化財包蔵地

- (4) 文化財保護法第 109 条、同法第 110 条、三重県文化財保護条例(昭和 32 年三重県条例第 72 号)第 35 条又は鳥羽市文化財保護条例(昭和 44 年条例第 23 号)第 5 条第 1 項の規定により指定された史跡名勝天然記念物又は文化財を有する区域
- (5) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成 12 年法律第 57 号)第 7 条第 1 項の規定により指定された土砂災害警戒区域及び同法第 9 条第 1 項の規定により指定された土砂災害特別警戒区域
- (6) 砂防法(明治 30 年法律第 29 号)第 2 条の規定により指定された砂防指定地
- (7) 地すべり等防止法(昭和 33 年法律第 30 号)第 3 条第 1 項の規定により指定された地すべり防止区域
- (8) 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和 44 年法律第 57 号)第 3 条第 1 項の規定により指定された急傾斜地崩壊危険区域
- (9) 河川法(昭和 39 年法律第 167 号)第 6 条第 1 項に規定する河川区域及び同法第 54 条第 1 項の規定により指定された河川保全区域
- (10) 海岸法(昭和 31 年法律 101 号)第 3 条第 1 項の規定により指定された海岸保全区域
- (11) 港湾法(昭和 25 年法律第 218 号)第 2 条第 3 項に規定する港湾区域及び同法第 37 条第 1 項の規定により指定された港湾隣接地域
- (12) 都市計画法第 8 条第 1 項第 9 号の規定により定められた臨港地区及び港湾法第 38 条第 1 項の規定により定められた臨港地区
- (13) 森林法(昭和 26 年法律第 249 号)第 25 条及び同法第 25 条の 2 の規定により指定された保安林
- (14) 農業振興地域の整備に関する法律(昭和 44 年法律第 58 号)第 8 条第 2 項第 1 号に規定する農用地区域
- (15) 漁港漁場整備法(昭和 25 年法律第 137 号)第 6 条第 1 項から第 4 項までの規定により指定された漁港区域
- (16) 三重県水源地域の保全に関する条例(平成 27 年三重県条例第 45 号)第 11 条第 2 項の規定により指定された水源地域及び同条第 3 項の規定により指定された特定水源地域

2 市長は、前項各号に掲げるもののほか、市内の陸域及び海上を含む水域のうち必要と認める区域について、事業抑制区域として指定することができる。

3 市長は、前項の規定により事業抑制区域を指定しようとするときは、環境自然条例第 64 条に規定する鳥羽市環境保全審議会の意見を聴かなければならない。

4 市長は、第 2 項の規定により事業抑制区域を指定したときは、その旨を告示するものとし、当該区域の指定は、当該告示によってその効力を生じるものとする。

(適用事業又は事業抑制区域の変更又は解除)

第 5 条 市長は、必要があると認めるときは、第 3 条第 2 項の規定による適用事業又は前条第 2 項の規定による事業抑制区域を変更し、又はその指定を解除することができる。

2 第 3 条第 3 項及び同条第 4 項の規定は、前項の規定による適用事業の変更又はその指定の解除について準用する。この場合において、これらの規定中「指定」とあるのは「変更又はその指定の解除」と、同条第 3 項中「前項」とあるのは「第 5 条第 1 項」と、同条第 4 項中「第 2 項」とあるのは「第 5 条第 1 項」と読み替えるものとする。

3 前条第 3 項及び同条第 4 項の規定は、第 1 項の規定による事業抑制区域の変更又はその指定の解除について準用する。この場合において、これらの規定中「指定」とあるのは「変更又はその指定の解除」と、同条第 3 項中「前項」とあるのは「次条第 1 項」と、同条第 4 項中「第 2 項」とあるのは「次条第 1 項」と読み替えるものとする。

(事業抑制の依頼)

第 6 条 市長は、事業者が事業抑制区域内に事業を計画していると知ったときは、事業の実施の抑制を依頼することができる。

2 事業者は、前項の規定による依頼があったときは、依頼のあった日から起算して 30 日以内に、文書で市長に回答しなければならない。

(事業計画の調整)

第 7 条 事業者は、第 3 条に定める適用事業について事業計画を作成しようとするときは、再エネ特措法第 9 条第 1 項の規定による事業計画の認定の申請をする前に、次に掲げる事項について、規則で定めるところにより当該事業計画に盛り込むよう市長と調整しなければならない。

(1) 事業の概要

(2) 事業区域の位置及び区域

- (3) 事業区域及びその周辺環境における調査の内容
- (4) 設計における配慮事項
- (5) 施工における配慮事項
- (6) 保守点検及び維持管理に関する事項
- (7) 撤去及び処分に関する事項
- (8) 土砂等の流出及び崩壊を防止する計画
- (9) 生活環境の保全のための措置
- (10) 景観保全のための措置
- (11) その他市長が必要と認める事項

2 事業者は、事業区域に事業抑制区域を含む事業計画を作成しようとするときは、前項の規定による市長との調整において、同項に規定する事項に加えて、次に掲げる事項(当該事業によって影響が生じるものに限る。)について、規則で定めるところにより当該事業計画に盛り込まなければならない。

- (1) 想定される影響
- (2) 想定される影響への対策

3 事業が環境自然条例第 41 条第 1 項に規定する開発行為を伴う場合にあっては、鳥羽市民の環境と自然を守る条例施行規則(昭和 48 年規則第 18 号)に定める届出書類の内容については、前 2 項の規定による調整を完了したものでなければならない。

4 事業者は、事業計画の内容について市長との調整を完了したときは、規則で定めるところにより速やかに当該事業計画を市長に提出しなければならない。

5 市長は、前項の規定により提出された事業計画について調整が完了したと認めるときは、規則で定めるところにより事業者に通知しなければならない。

6 事業者は、前項の規定による通知があったときは、規則で定めるところにより速やかに地域住民等を対象にした説明会(以下「地域住民等説明会」という。)を開催し、当該事業計画の内容について地域住民等の理解を得よう努めなければならない。

7 事業者は、第 5 項の規定による通知を受けた日から次条第 1 項の規定による届出の日までの間において地域住民等説明会を踏まえて事業計画を変更する必要があるときは、規則で定めるところにより事業計画のうち変更のある書類を市長に提出しなければならない。

(事業計画の届出)

第 8 条 事業者は、前条の規定による調整を完了した事業計画について、再エネ特措法第 9 条第 1 項の規定による認定の申請をしたときは、規則で定めるところにより速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

2 事業者は、**再エネ特措法第 9 条第 4 項**の規定による認定の通知を受けたときは、速やかに当該通知の写しを市長に提出しなければならない。

3 前項の規定により認定通知書の写しを市長に提出した事業者は、事業計画に定める事業に係る工事に着手するまでの間に、規則で定めるところにより地域住民等説明会を開催し、事業について地域住民等の理解を得よう努めなければならない。

4 事業者は、第 1 項の規定により届け出た事項を変更するときは、規則で定めるところにより速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

5 前条の規定は、前項の規定による届出に、同条第 1 項から第 3 項までの規定により調整した内容が含まれる場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第 1 項	第 3 条に定める適用事業について事業計画を作成しようとするとき	次条第 4 項の規定による届出に、この項から第 3 項までの規定により調整した内容が含まれるとき
	再エネ特措法第 9 条第 1 項	再エネ特措法第 10 条第 1 項
	認定の申請をする前	変更に係る認定の申請又は 第 9 条 の規定による工事の届出の前のいずれか早いと

		き
	次に掲げる事項	次に掲げる事項のうち変更する事項
第2項	前項	次条第5項の規定により読み替えて準用する前項
	同項に規定する事項	同項に規定する事項のうち変更する事項
	次に掲げる事項	次に掲げる事項のうち変更する事項

6 前項の規定にかかわらず、規則で定める変更の場合は、事業者は、市長との調整を省略することができる。

(工事の届出)

第9条 事業者は、前条の規定により事業計画の届出を行った後、施工、撤去及び処分に係る工事に着手しようとするとき又は当該工事を完了したときは、規則で定めるところによりその都度速やかにその旨を市長に届け出なければならない。当該工事を中止し、又は再開したときも同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、事業者は、災害又は非常の事態の発生により、工事を緊急に行う必要がある場合は、届出を行い得る状態となったときに速やかに届け出なければならない。

(現場の確認)

第10条 市長は、前条に規定する届出があったときは、規則で定める職員(以下「監視員」という。)に現場を確認させるものとする。

2 事業者は、前項の規定による現場の確認に協力しなければならない。

(標識の設置)

第11条 事業者は、第3条の規定にかかわらず、再生可能エネルギー発電設備(同条ただし書に規定する事業に係る再生可能エネルギー発電設備及び発電出力20キロワット未満の太陽光をエネルギー源とする再生可能エネルギー発電設備を除く。以下この項において同じ。)について、規則で定める標識を再生可能エネルギー発電設備の外部又は事業区域内の公衆の見えやすい場所に設置しなければならない。

2 前項の規定により標識を設置する期間は、第3条に規定する適用事業を行う事業者にあつては第7条第5項の規定による通知があったときから事業が終了するまでの間とし、それ以外の事業者にあつては再エネ特措法第9条第1項の規定による事業計画の認定を申請した日から事業が終了するまでの間とする。

(関係書類の閲覧)

第12条 市長は、第7条第5項の規定により事業計画の調整を完了したと認めたときから当該事業計画に基づく事業が終了するまでの間、第6条から第9条まで及び次条の規定に基づき事業者から市に提出された書類の概要(以下「関係書類」という。)を、市役所において閲覧させることができる。

2 関係書類を閲覧しようとする者は、あらかじめ市長に申し出なければならない。

(報告及び立入調査等)

第13条 市長は、第8条の規定により届出のあった事業計画の履行状況を確認するため、次に掲げる事項について、事業者に対し毎年報告を求めるものとする。

- (1) 保守点検の実施状況
- (2) 生活環境及び景観の保全のための措置の実施状況
- (3) 撤去及び処分に係る費用の準備状況
- (4) その他市長が必要と認める事項

2 市長は、監視員に、当該事業区域に立ち入らせ、当該事業に関する事項について調査させ、若しくは事業者及び土地所有者等並びに工事施行者(以下「関係者」という。)に意見を聴くほか、前項の規定による確認のために必要があると認めるときは、事業者に対し同項の報告に関する詳細な説明若しくは資料の提出を求めることができる。

3 前項の規定により立入調査等を行う監視員は、規則で定める身分証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

4 第2項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(指導、助言又は勧告)

第14条 市長は、この条例の目的を達成するために必要があると認めるときは、事業者に対し指導又は助言を行うことができる。

2 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、期限を定めて必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

- (1) 第7条第1項から第4項まで及び第7項に規定する手続を完了せずに、再エネ特措法第9条第1項の規定による事業計画の認定の申請をした者
- (2) 第7条第6項又は第8条第3項に規定する地域住民等説明会を開催しない者
- (3) 第8条第1項及び第4項の規定による届出をせず、又は第9条第1項の規定による提出をせず工事に着工した者
- (4) 虚偽の届出をした者
- (5) 前条第1項又は第2項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、又は同項の規定による立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者
- (6) 前項の規定による指導又は助言に正当な理由がなく従わなかった者
(違反事実の公表等)

第15条 市長は、前条第2項の規定による勧告を受けた事業者が、正当な理由がなく当該勧告に係る措置をとらなかったときは、当該事業者の氏名及び住所(法人その他の団体にあっては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地)並びに当該勧告の内容について、経済産業省に報告するとともに、公表することができる。ただし、経済産業省への報告及び公表をしようとするときは、あらかじめ事業者に対して、その理由を通知し、意見を述べる機会を与えなければならない。

(委任)

第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行し、この条例の施行の日以後に、再エネ特措法第9条第1項の規定による事業計画の認定の申請をしようとする事業者が行う事業のうち、第3条に規定する適用事業に該当する事業に適用する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に第3条に規定する適用事業に相当する事業に係る事業計画について再エネ特措法第9条第1項の規定による認定の申請をしている事業者又は電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法等の一部を改正する法律(平成28年法律第59号)附則第4条第2項の規定による提出をしている事業者は、この条例の趣旨に則り、地域住民等の理解を得られるよう、この条例に定める手続等を例として、できる限りの対応をする。

12. 鳥羽市における再生可能エネルギー発電事業と自然環境等の保全との調和に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、鳥羽市における再生可能エネルギー発電事業と自然環境等の保全との調和に関する条例(平成30年条例第 号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

(適用事業及び事業抑制区域の指定の告示)

第3条 条例第3条第4項及び条例第4条第4項(条例第5条第2項及び同条第3項において準用する場合を含む。)の規定による告示は、鳥羽市公告式条例(昭和29年条例第4号)第2条第2項の掲示場に掲示することにより行うものとする。

(事業抑制の依頼)

第4条 市長が事業者に対し、条例第6条第1項に規定する依頼を行うときは、事業抑制依頼書(様式第1号)により行うものとする。

2 事業者は、条例第6条第2項に規定する回答を行うときは、事業抑制依頼回答書(様式第2号)により行うものとする。

(事業計画の調整)

第5条 条例第7条第1項の規定による事業計画の調整は、事業計画協議申出書(様式第3号)に、次に掲げる書類のうち、当該事業に必要な書類を添付し、市長と協議する方法により行うものとする。

- (1) 事業概要書(様式第4号)
- (2) 立地環境に関する調査概要書(様式第5号)
- (3) 保守管理に係る計画書(様式第6号)
- (4) 生活環境及び景観保全に関する計画書(様式第7号)
- (5) 撤去及び処分に関する計画書(様式第8号)
- (6) 事業抑制区域の対策に関する申出書(様式第9号)
- (7) 地番表(3筆以上の場合)
- (8) 土地(建物)の登記事項証明書の写し
- (9) 地籍図(公図)の写し
- (10) 地籍図(公図)集合図
- (11) 求積図
- (12) 権利関係調書
- (13) 関係権利者の同意書(印鑑証明書添付)
- (14) 事業計画区域の位置図及び区域図
- (15) 現況図
- (16) 現況写真
- (17) 土地利用計画図
- (18) 実測図に基づく公共施設の新旧対照図
- (19) 設計説明書
- (20) 造成計画平面図
- (21) 造成計画断面図
- (22) 道路計画平面図
- (23) 道路計画縦断面図
- (24) 道路断面図
- (25) 土工定規図
- (26) 安定計算書
- (27) 再生可能エネルギー発電設備の構造図及び配線図
- (28) 再生可能エネルギー発電設備・架台及び基礎の構造計算書
- (29) 予定建築物の図面(平面図及び立面図)

- (30) 構造計算書又は建築確認済証の写し
- (31) がけ断面図
- (32) 擁壁断面図
- (33) 雨水施設計画平面図
- (34) 排水施設構造図
- (35) 流末水路構造図
- (36) 排水計画縦断面図
- (37) 排水流量計算書(10,000 平方メートル以上の場合)
- (38) 調整池構造図(10,000 平方メートル以上の場合)
- (39) 防災工事計画平面図(10,000 平方メートル以上の場合)
- (40) 防災施設構造図(10,000 平方メートル以上の場合)
- (41) 汚水施設計画平面図
- (42) 下水流量計算書
- (43) 給水施設計画平面図
- (44) 消防協議の経過を示す書面
- (45) 防火水槽構造図
- (46) 地下水量調査書(井戸を用いて給水を行う場合に限る。)
- (47) 申請区域外の工事施行許可書等の写し
- (48) 前各号に定めるもののほか、その他市長が必要と認める書類

2 事業者は、条例第7条第3項に規定する場合に該当し、その面積が 3,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満の場合には、土砂等の流出を防止する施設を設置するとともに、放流先の排水能力に応じた排水施設を設けるものとし、必要があるときは排水施設管理者と協議しなければならない。また、条例第7条第3項に規定する場合に該当し、面積が 10,000 平方メートル以上のときは、三重県宅地開発事業の基準に関する条例(昭和 47 年三重県条例第 41 号)、三重県宅地開発事業の基準に関する条例施行規則(昭和 47 年三重県規則第 90 号)及び三重県が策定する宅地等開発事業に関する技術マニュアルの規定を適用し、排水路、河川その他の排水施設の放流先の排水能力に応じて、一時雨水等を貯留する調整池その他の施設を設けなければならない。

3 市長は、事業計画の調整において条例第7条第1項若しくは第2項に規定する事項が盛り込まれていないと判断されるとき又は第3項に規定する届出書類の内容に不備があるときは、事業計画補正通知書(様式第 10 号)により事業者にもその内容について補正を求めることができる。

4 条例第7条第4項の規定による事業計画の提出は、事業計画調整完了申出書(様式第 11 号)により行うものとする。

5 条例第7条第5項の規定による通知は、事業計画調整完了通知書(様式第 12 号)により行うものとする。

(地域住民等説明会)

第6条 事業者は、条例第7条第6項及び第8条第3項に規定する地域住民等を対象にした説明会(以下「地域住民等説明会」という。)を開催しようとするときは、事前に地域住民等説明会の日時、場所、計画する再生可能エネルギー発電設備の種別、事業区域の区域図及び面積、事業者の住所及び氏名(法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地)、連絡先その他必要な事項を記載した文書を作成し、配布、回覧その他の方法により地域住民等へ周知を図らなければならない。

2 事業者は、地域住民等説明会の開催においては、当該地域住民等が参加しやすい日時及び場所について配慮しなければならない。

3 事業者は、地域住民等説明会を開催したときは、地域住民等説明会開催報告書(様式第 13 号)に、次に掲げる書類を添付し、地域住民等説明会を開催した日から起算して7日以内に市長に報告しなければならない。

- (1) 地域住民等説明会で配布した資料
- (2) 地域住民等説明会出席者名簿
- (3) 地域住民等説明会の記録
- (4) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

4 地域住民等は、地域住民等説明会の内容に対して、意見の申出を行うことができる。

- 5 前項の意見の申出を行おうとする者は、地域住民等説明会が開催された日から起算して 14 日以内に、地域住民等意見書(様式第 14 号)を事業者に提出するものとする。
- 6 事業者は、地域住民等意見書の提出があったときは、地域住民等説明会が開催された日から起算して 21 日以内に、地域住民等意見書概要書(様式第 15 号)に、当該提出があった地域住民等意見書の写しを添付し、市長に報告しなければならない。
- 7 事業者は、地域住民等意見書の提出があった日から起算して 14 日以内に、当該地域住民等意見書を提出した地域住民等に対し見解書(様式第 16 号)を提出しなければならない。
- 8 事業者は、前項の見解書を提出するときは、地域住民等に対しその内容をよく説明し、当該地域住民等の理解を得るよう努めなければならない。
- 9 事業者は、第7項の規定による見解書を提出したときは、対応状況報告書(様式第 17 号)に、地域住民等意見書及び見解書の写しを添付して、当該見解書を提出した日から起算して 14 日以内に市長に報告しなければならない。
- 10 事業者は、地域住民等が地域住民等説明会の開催に応じないときは、説明書を個別に配布するなど事業の周知に努めなければならない。
- 11 事業者は、前項の場合において、その対応した状況について対応状況報告書により市長に報告するものとする。
- 12 市長は、必要があると認めるときは、地域住民等説明会に市の関係職員を出席させることができる。

(事業計画の届出等)

第7条 条例第8条第1項の規定による届出は、次に掲げる書類及び再生可能エネルギー発電事業計画届出書(様式第 18 号)によるものとする。

- (1) 経済産業大臣に申請した再生可能エネルギー発電事業計画認定申請書の写し及び添付書類の写し
- (2) 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法(平成 23 年法律第 108 号)第 16 条第1項の規定による電気事業者との接続契約締結の状況

(事業計画の変更)

第8条 条例第8条第4項の規定による変更の届出は、再生可能エネルギー発電事業計画変更届(様式第 19 号)により行うものとする。

2 条例第8条第6項の変更は、次に掲げるものとする。

- (1) 事業区域の面積、建築面積又は工作物設置面積の縮小
- (2) 建築面積又は工作物設置面積の 10 パーセント以内の拡大
- (3) 周辺区域に影響を及ぼさない程度の建築物又は工作物の配置の変更
- (4) 地域住民等説明会の意見を反映させたことによる計画の変更
- (5) その他市長が定める変更

(工事の届出)

第9条 条例第9条第1項の規定による届出は、工事(着手・中止・再開・完了)届出書(様式第 20 号)により行うものとする。

(工事完了の確認)

第 10 条 市長は、条例第9条第1項の規定により工事の完了の届出があったときは、条例第 10 条第1項の規定による現場確認の後、工事完了確認通知書(様式第 21 号)を事業者に通知するものとする。

(監視員)

第 11 条 条例第 10 条第1項に規定する監視員は、市長が職員の中から任命するものとする。

2 条例第 13 条第3項に規定する身分証明書は、様式第 22 号とする。

(標識の設置)

第 12 条 条例第 11 条第1項の標識は、次の各号に規定する期間に応じ、当該各号に定める様式とする。

- (1) 条例第7条第5項の規定による通知があったとき(条例第3条に規定する事業を行う事業者以外の事業者にあつては、条例第8条第1項に規定する届出を行ったとき)から事業が終了するまでのうち、工事を行う期間 様式第 23 号
- (2) 設置に係る工事が完了してから事業が終了するまでの期間 様式第 24 号

2 事業者は、標識を設置したときは、設置した日から7日以内に標識設置届(様式第 25 号)に、次に掲げる書類を添付して、市長に報告しなければならない。

- (1) 標識を設置した場所が明示された図面

(2) 標識の設置の状況及び記載された内容が分かる写真等

(関係書類の閲覧)

第 13 条 条例第 12 条第 2 項の規定による申出は、再生可能エネルギー発電事業に係る閲覧申出書(様式第 26 号)により行うものとする。

(報告及び資料の提出)

第 14 条 市長は、条例第 13 条第 1 項の規定により事業者に対し報告を求めるときは、事業実施状況報告依頼書(様式第 27 号)により行うものとする。

2 事業者は、前項の規定により報告依頼を受けたときは、事業実施状況報告書(様式第 28 号)により市長に報告するものとする。

(指導、助言又は勧告)

第 15 条 条例第 14 条第 1 項の規定による指導又は助言は、指導・助言通知書(様式第 29 号)によるものとする。

2 指導・助言通知書を受けた事業者は、通知された内容に適合させるために関係行政機関、地域住民等との調整、協議等を自らの責任において行わなければならない。

3 指導・助言通知書を受けた事業者は、通知された内容に適合するに至ったときは、指導・助言・勧告事項回答書(様式第 30 号)により市長に回答しなければならない。

4 条例第 14 条第 2 項の規定による勧告は、勧告書(様式第 31 号)によるものとする。

5 第 2 項及び第 3 項の規定は、前項の勧告に準用する。この場合において、第 2 項及び第 3 項中「指導・助言通知書」とあるのは「勧告書」と、「通知」とあるのは「勧告」と読み替えるものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。